

平成25年第4回阿波市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成25年12月11日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（20名）

1番 原 田 健 資	2番 檜 原 伸
3番 藤 川 豊 治	4番 森 本 節 弘
5番 江 澤 信 明	6番 正 木 文 男
7番 笠 井 高 章	8番 松 永 涉
9番 吉 田 正	10番 檜 原 賢 二
11番 木 村 松 雄	12番 阿 部 雅 志
13番 岩 本 雅 雄	14番 池 光 正 男
15番 出 口 治 男	16番 香 西 和 好
17番 原 田 定 信	18番 三 浦 三 一
19番 稲 岡 正 一	20番 吉 川 精 二

欠席議員（なし）

会議録署名議員

11番 木 村 松 雄	12番 阿 部 雅 志
-------------	-------------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市 長 野 崎 國 勝	副 市 長 黒 石 康 夫
政 策 監 藤 井 正 助	教 育 長 坂 東 英 司
総 務 部 長 井 内 俊 助	市 民 部 長 石 川 春 義
健康福祉部長 林 正 二	産 業 経 済 部 長 天 満 仁
建 設 部 長 田 村 豊	庁 舎 建 設 局 長 出 口 芳 博
教 育 次 長 新 居 正 和	総 務 部 次 長 坂 東 重 夫
総 務 部 次 長 吉 田 一 夫	市 民 部 次 長 瀬 尾 勇 雄
健康福祉部次長 川 井 剛	産 業 経 済 部 次 長 宮 本 哲 男
建 設 部 次 長 友 行 義 博	吉 野 支 所 長 坂 東 広 隆
土 成 支 所 長 今 井 和 美	市 場 支 所 長 森 本 修 次
会 計 管 理 者 町 田 寿 人	財 政 課 長 妹 尾 明
水 道 課 長 大 川 広 幸	

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 姫 田 均

事務局長補佐 成 谷 史 代

事務局長補佐 大 倉 洋 二

議事日程

日程第 1 市政に対する一般質問

午前10時00分 開議

○議長（出口治男君） ただいまの出席議員は20名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（出口治男君） 日程第1、市政に対する一般質問を前回は引き続き行います。

まず初めに、20番吉川精二君の一般質問を許可いたします。

20番吉川精二君。

○20番（吉川精二君） おはようございます。

ただいま議長より発言の機会をいただきましたので、阿波みらい20番吉川精二、12月定例議会一般質問をさせていただきたいと思っております。

理事者におかれましては、それぞれ担当所管の方々の明快な答弁をお願いいたします。また、答弁によりましては再問をさせていただきたいと思っておりますので、議長においてお取り計らいをよろしくお願いを申し上げます。

昨日、6名の方々が代表質問、一般質問を行っておりますので、重複する部分につきましては答弁は要りませんので、昨日質疑応答のありました分につきましては、省略をして答弁をさせていただきたいと思っております。

それでは、今回通告をいたしております質問は3件でございますが、3件のうち1つは水田の生産調整について、その中で細かくは、阿波市としての今後の取り組み、また2点目は、新しい生産調整での営農指導についてというようなことで質問を出しております。

2点目につきましては、阿波市の財政状況について、財政の今後の見通しについてというものが1点と、2点目として、自主財源の確保と財政改革の成果、3点目として、合併特例債が終了した後の取り組み等を中心にお聞きをしたいと思っております。

3点目は、これは大きなテーマでございますが、阿波市としての取り組み、また今後の状況等の見通し等について、市としてお答えをいただきたい、上部に四国4県がございますので、世界遺産への四国八十八カ所の申請、取り組みについてでございます。四国八十

八カ所が市内に4カ寺あるが、関係機関との協調とこれからの取り組みということでお聞きをさせていただきます。3問目につきましては、ほかの自治体等の関連もございまして、現時点での取り組みと、今後市としてどのように進めていくかというような構想で結構でございますので、お答えをいただきたいと思っております。

まず、1点目の水田の生産調整についてでございます。

今朝も、報道関係、徳新の朝刊を見てみますと、大規模農家に農地の8割を集約するというような大きな見出しで報道されております。昨日、安倍総理が本部長となって成案を見たというようなことでの今朝の発表でございますが、農林水産業・地域の活力創造プランを正式決定したというような見出しで、10年間で農地の8割を大規模農家に集約して競争力を強化するほか、5,000億円弱で推移する農産物の、また食品の輸出を2020年度までに1兆円にふやすことを大きな目的としておるようでございます。6次産業化の推進、また市場規模を10兆円に増加すると。また、農地をまとめて、意欲的な農家に貸し出すための設置をする農地中間管理機構等を活用して、農地を集約、米の生産コストを10年間で4割削減するというようなことでございます。また、減反補助金を減らすかわりに、家畜の餌となる飼料米への転換を図るというようなことが大きな骨子になっております。この中で、4本柱で農業を強化すると。外需の拡大、農地集約、6次産業化、環境維持と、この4本柱が大きな柱になっておるようでございますが、農政、ご承知のように、民主党時代、その前の自民党、今回政権を担当した自民党、目まぐるしく変わっておるような状況でございます。

また、本市、市長が強力に進めておりますところの農産物の生産供給基地、また農業を主体として育成をしていくというような状況下で、これらを踏まえまして、やはり農産物生産と供給とのバランスが崩れると価格は暴落すると。お米は、現在補償がある程度入っておりますので、今年で1俵5,800円ぐらいですかね、JAさんの支払いがというようなことで推移をしておりますが、昨年と比較しますと、約七、八百円価格が下がっております。また、今回の飼料米の価格で推測してみますと、大体5万5,000円から10万5,000円というのを反収で割りますと、1俵が30キロで5,000円ぐらいの価格でなかろうかと推測をするわけでございますが。

このような状況下で、阿波市としての生産調整を受けてどのように対応していかれるのか、また農協、土地改良区、農業委員会等、農業関係団体が連携して、経費の節約、圧縮を図ると。今、大体土地改良区も、北岸土地改良区、それぞれの市町村の改良区、またそ

の下に各集落単位のかんがい組合というような3段階になっております。また、農協においても、全厚連、県連、単位農協と、これも3段階の組織になっておるようですが、ここいら自治体とまた別の団体でございますので、自治体からどうこう言う性質のもんではございませんが、ここいらと連携して、また農業委員会も、農地の利用推進、農地の再編等、許認可の団体でもございますし、今全国では、滋賀県の面積に匹敵する休耕地ができておると。また、徳島県でも小松島市、48.3平方キロメートルというような面積が休耕になっておると。また、阿波市においても約100ヘクタール、農地として再生可能な面積が88ヘクタールぐらいですかね、24年の現地調査の結果。再生不能のところは12ヘクタールぐらいあるとお聞きしておるんですが、現在の状況を踏まえると、この狭隘な農地とか大規模農機の入らないところ等、太陽光発電の申請が多いとお聞きをしておるんですが、休耕地というのは、できるだけ解消をしなけりゃならないというような方向から、阿波市としてどのように取り組んでいかれるのか。これらの点につきまして、答弁をいただいたらと思います。売り上げの収入の上限が、ある程度枠が決まりますので、やはり経費の節約につながるところも十分それらの団体と協議をし、農家自身も大型農機等個人で持ちまして、農業機械の設備投資が非常に規模に対して負担になっておるような現状もございしますが、これら総合的に勘案して、市としてそれらの関係団体と協調して、どのような取り組みをしていかれるのか、お聞きをいたしたいと思います。

○議長（出口治男君） 天満産業経済部長。

○産業経済部長（天満 仁君） 吉川議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

水田の生産調整についてという中で、1点目の阿波市としての取り組みについてでございます。

日本の米消費量は、食生活の多様化等を背景に、ほぼ一貫して減少しております。減反政策が開始された昭和46年ごろには、国民1人当たりの年間消費量は93.1キログラムでございましたけれども、平成23年度には57.8キログラムにまで減少をしております。また、昭和39年当時に比べますと半分にまで減少しており、この減少を反転するだけの特効薬は現在見当たらないという状況でございます。

現在、農業情勢は大きく変わろうとしております。ただいま議員からのご質問の中にもございましたように、今日の新聞報道によりますと、まずTPP交渉につきましては、シンガポールで開催されておりました閣僚会議が昨日10日に閉幕しております。次回は、来年1月に持ち越されたということでございます。そのため、日本からの関税撤廃の例外

化を目指す農業の重要5項目の扱いにつきましても、年内妥結は持ち越された結果となっております。西村副大臣は、一ミリも譲れないというふうにも主張されているところでございます。

また、今後の日本農業についてという記事もございまして、政府は、昨日農林水産業・地域の活性創造本部を開催いたしておりまして、その中で、農林水産業・地域の活力創造プランを決定しております。これによりますと、今後10年間で全農地の8割を大規模農家に集約して競争力を強化、また2020年までに輸出額を倍増するという方針、また米の生産調整である減反政策の廃止なども盛り込んでおりまして、今後10年間で農業、農村の所得倍増を目指すとしておるところでございます。

本市に限らず、日本の農業は、担い手不足、従事者の高齢化、そして耕作放棄地の増大など、大変厳しい状況にもございます。本市における耕作放棄地の現状でございますが、まず平成22年の農業センサスでの田畑などの耕作面積でございますけれども、統計上販売農家を主としておりますけれども、それが2,750ヘクタールでございます。その中で、再生利用が可能な荒廃農地は87ヘクタール、また再生利用が困難と見込まれる農地が12ヘクタールでございます。平成24年度の調査では、合計100ヘクタールほどとなっておりますところでございます。

既存の耕作農地を守り、耕作放棄地をもとの活力ある農地として生かすには、人・農地プランによる農地集積が有効な手段の一つであると考えます。借り手と出し手が相互に理解し合うことが放棄地の解消につながるものと考えます。

今後の農業経営の健全化を図るためには、これまでの一人一人の点の農業から、農地の集約化による面的利用、大規模化を図り、経済コストの軽減を図ることが重要でございます。また、市内各地で段階的に存在しております、議員も言われました、土地改良区の合併、またJA組織の合併充実などを図ることは、組織の運営を健全化するだけでなく、加入する農家の経営にもよい影響をもたらすものと思います。今後は、担い手対策として、新規就農者の育成支援、人・農地プランによる農地の集積やコスト軽減を図ることを主軸に、JA、土地改良区、農業関係団体と方策を探ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 吉川精二君。

○20番（吉川精二君） 再問としては、私たちの住んでおる阿波市の周辺、また近隣地区に目を向けてみますと、高齢化に伴い、ほとんどの方が退職されて、60歳以降の農業

従事者が非常に多い。私たちの周辺もそのような現状なんです。非常に若い世代から専業農家でされておるといことは本当に数えるほどしかないんです。そして、片や農地を所有しとる方で、利用増進につなげるために耕作契約を、いわゆる意欲のある人に農地を貸し出して耕作をしていただくというような現状のところ非常に多くなっております。しかしながら、借り受ける方につきましても、圃場整備とか、水路、下水、また農道等の整備のだけとるところでなければ、借って耕作をしないというような案件があり、これらが耕作放棄地へとつながっておる現状でございます。

農業センサスを見ましても、前の調査のときと、この前の調査、あれ5年に1回ですが、比較してみますと、やはり耕作面積、先ほど申しました休耕地の100町歩がそのまま耕作地の面積に中で減っております。これらを踏まえて、今農業委員会で精力的に土地利用の推進につきましても、あっせん業務を委員会でしていただいておりますが、許認可は農業委員会でしとるわけですが、これらの情報収集、また貸し出す方、借りられる方、情報を共有するというような意味から、農協、改良区、行政、農業委員会等が一体となって、よりきめ細かな耕作放棄地につなげていくような組織づくり、情報交換の場を密にさせていただいたらと思うんですが、この点についてはどのような考えでおられますでしょうか、答弁をお願いいたします。

○議長（出口治男君） 天満産業経済部長。

○産業経済部長（天満 仁君） 吉川議員の再問にお答えをさせていただきます。

今後の農地集積等を踏まえて、行政、JA、改良区、農業委員会とが一体となって推進してはどうかということでございます。

全くそのとおりであろうと思います。

なお、国の施策によりまして、各県に農地中間管理機構というものが今後設けられる予定となっております。したがって、今言われましたJA、改良区、農業委員会、そして行政、また集約的な部分で県のご指導もいただきながら、農地集積、また大規模化、コストの低減等図られるように推進してまいりたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 吉川精二君。

○20番（吉川精二君） 今、天満農政部長より答弁をいただきました。前向きに取り組んでいただけるようでございますが、徳島県が中核となって実施をされるようでありますが、特に阿波市は、産業構造の中で、農業分野の就業構造人口、いわゆる就業される方が

非常に多ございます。県と協調しながら、阿波市として、市町村でまず真っ先にこのような組織が結成されるように、一日も早く取り組んでいただき、また必要な財源を手当てをし、県下の先駆けとなるように、農業立市を目指しておる阿波市で、できるだけ休耕地の減少につながるよう、また効率的な生産ができるよう、いわゆるシルバー人材センター等のご協力もいただきながら労働力の確保、あらゆる点から県の先駆けとなるような、ひとつ立派な組織づくりに取り組んでいただきたい、このように要望をしておきます。ぜひとも全力を挙げて努力をしていただきたいと思います。

続きまして、2点目の財政問題についてでございます。

先ほど申しましたように、財政の今後の見通しについて、また自主財源の確保と財政改革の成果、合併特例債が終了した後の取り組みというような3点の組み立てになっております。

本市、市長の決断と、私も議会議員の一人として、また市民として、議会議員の議決機関としての役割として、市長の庁舎の提案、決断、議会へ提案があったわけですが、やはりすばらしい時期に提案をされたなど、このように評価をいたしております。と申しますのは、今の社会情勢を見ましたときに、消費税の駆け込みの反動需要で、一般民家におきましても、またいろんな病院、老健施設、その他あらゆる機関で建設ラッシュでございます。本市、ちょうど一斉に発注される前に計画を立てて、提案をされておりました。このような中で、今回の市長の提案理由の中にもございましたが、3カ月前倒しができる。本来なら、このような状況下で、私どもも遺族会で徳島で遺族会館の平和への願いというようなことで建設を進めておりますが、県内A級の全ての方々に指名の入札のお願いをしましたが、結果的に4社か応募がなくて、現在発注をして取り組んでおるところでございます。振り返って、市の状況を見ましたときに、すばらしい時期に決断をされた。また、いろいろな問題が提起をされますが、大きな目で見ますと、これも行政改革の一環でございます。庁舎が一つになることによって、職員の定数も減せますし、いろんな無駄が省けます。現在500名近くおった職員が、395名ですかね、今年の4月時点で、395名です。来年の4月には、さらに387名に減る予定というようなことでの推移でございます。臨時職員が200名余りおられますが、これはやはり保育所とか幼稚園、また給食センター、いろんなもろもろの状況を考えたときに、あれは必要な数で、人数が200超しておるけんって、決してどうこう言う問題ではございません。

この庁舎をすることによって、1億6,500万円余りですかね、経費の節約で、また

今度の庁舎の維持管理等を見まして、トータルで差し引きして年間5,000万円ほどの経費の節約になるというような試算をし、発表しとるわけでございます。そして、先ほど申しましたように、将来の阿波市を見つめて、10年、20年後に、この庁舎の行政改革の一助として経費の節約につながるのは5,000万円と推定いたしましても、20年たちますと、約10億円の経費の節約が図れるわけです。私たちも、議会の一員として、市長の提案に形としては非常に効率的な取り組みであるということで、議決の予算案にはもろ手を挙げて賛成をしてきたところでございます。恐らくこの庁舎が完成しますと、やはり市民の一つのよりどころ、それぞれの家庭も同じであります。やはりすばらしい一つの核となる施設があり、そこへ市民が集うことによって、協調性も養われます。また、職員の一部感も生まれます。しかも、その上約5,000万円ぐらいの経費の節約というようなことで、一見ではございませんが、長い目で見て、行財政改革の一環だと私も捉えております。

またそれで、庁舎の建設費にいたしましても、55億円の中で合併特例債を使いますので、一般財源の負担は約3億5,000万円、特例債が13億1,700万円ぐらいというようなことで、時期的にも、将来展望をしましたときにも、すばらしい決断だと。2郡にまたがる合併の中で、このように決断をされた市長の、政治というものはやはり決断、実行、これを伴わなければ、何ぼすばらしい計画でも、実施に移して初めて成果が上がるもんです。今後とも、温かくこの施設を市民とともに利用もし、また今後の経費の節約にもつないでいきたい。

またなお、十分な説明、今回現地視察、市民から募ったことは大変適切な、市民に理解してもらえる上で立派な計画だと思います。今後とも、機会あるごとに、費用対効果、市民に説明するとともに、3カ月早く完成するという事は、理事者を初め、この工事に携わる建設業者の努力もさることながら、市民としても3カ月早く使えるということはすばらしいことだと思います。というようなことを踏まえまして、今後のいろんな面での行財政の健全化に向けての答弁をいただきたいと思います。

○議長（出口治男君） 井内総務部長。

○総務部長（井内俊助君） おはようございます。

吉川議員のご質問、2項目めの財政について、1点目の財政の今後の見通しについて、2点目の自主財源の確保と財政改革の成果、3点目の合併特例債が終了した後の取り組みについてにお答えをさせていただきます。

最初に、1点目の財政の今後の見通しについてでございます。

現在、国の財政状況が非常に厳しい中、地方への影響が懸念をされておりますが、本市は、平成17年に合併以降、積極的な行財政改革に取り組み、合併に係るさまざまな財政支援措置を有効活用しながら、健全な財政運営を維持してまいりました。24年度決算における財政健全化判断指標は、実質公債費比率が8.5%で、対前年度比0.9ポイントの減、将来負担比率については5.2%で、対前年度比10.1ポイントの減と、前年度より健全な数字となっております。また、基金現在高が、24年度末で103億8,557万3,000円となっており、前年度末と比較すると6億6,398万円増加をいたしております。地方債残高につきましては200億6,837万3,000円と、前年度末と比較して3億5,145万4,000円増加をいたしておりますが、後年度において普通交付税措置をされる有利な地方債残高が約178億円と、大きなウェートを占めておりまして、健全化は維持をできていると考えておるところでございます。

しかしながら、本市の財政は自主財源に乏しく、依存財源である地方交付税や国県支出金に頼らざるを得ない財政構造となっていることや、普通交付税の合併算定がえが平成28年度から32年度までの激変緩和措置を経て一本算定となり、現状で見込むと、約18億円の減額となること、また合併特例債などのさまざまな合併に係る支援措置が終了することなどの財政にとってのマイナス要因がございます。このような要因はありますが、行財政改革の本丸と考えております新庁舎の供用によりまして、効果的な事務執行による職員数の削減や庁舎間移動による直接的な経費と事務的なロスの解消、また維持管理費等の削減によりまして、年間約1億6,700万円の削減が見込めると試算をしております。後年度の建設に伴う借入金の返済や新たな施設の維持管理経費などに係る費用を差し引いて、なお5,000万円程度の財政効果が見込めると考えておるところでございます。

また、現在、やすらぎ空間整備事業などの市民と一体となった事業展開を進めることにより、観光と健康の両得を目指すことや、新給食センターを核とした食育と地産地消など、1つの事業で多様な効果を生むような施策に取り組んでおります。今後におきましても、こうした効果的な事業を着実に推進するとともに、国の動向や経済情勢の変化に的確かつ機動的に対応しながら、各種事業の実施に当たっては、国、県の有利な財政処置を可能な限り活用していくこととしております。また、徹底した行財政改革や重点化を含めた施策の調整、事務事業の見直しについて、全庁一丸となって取り組むことにより、市民サ

ービスの向上を図りながら、将来にわたって自立、持続可能な財政運営を行っていきたいと考えているところでございます。

次に、2点目の自主財源の確保と財政改革の成果についてでございます。

本市におきましては、平成22年3月に第2次の行財政改革大綱及び集中改革プランを作成し、26年度までの5カ年を計画期間とする行財政改革に取り組んでおります。財政の健全化を図るためには、自主財源の確保は重要でございます。自主財源の中心である市税の重みは一層増しております、厳正、公正な執行ともに、徴収率の向上がこれまで以上に求められる中、収納率対策本部や徳島県滞納整理機構などを有効活用しながら、徴収率のさらなる向上に取り組んでまいります。

また、企業用地適地調査などを有効に活用しながら、企業誘致への取り組みを積極的に行い、産業の活性化を図り、雇用の場をふやすことによる課税客体の増加などの取り組みや公共施設の統廃合や未利用財産の有効活用を図ることにより、これまで以上に積極的な自主財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、財政改革の成果についてです。

本市では、平成17年の合併後、今日に至るまで、継続した行財政改革を進めております。特に、財政健全化や定員管理の適正化などの取り組みを強化してきたことで、基金残高の増加や職員数総人件費の削減につなげたところでございます。これによりまして、実質公債費比率や将来負担比率などの財政指標においては、県内8市の中では、阿南市に次いで健全な状況となっております。今後においても、この歩みをとめることなく、本市の将来像である「あすに向かって人の花咲くやすらぎ空間」の実現に向けて、改革を進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の合併特例債が終了した後の取り組みということでございます。

合併特例債の適用を受けるには、新市まちづくり計画の中での位置づけが必要でございます。このため、23年度に新市まちづくり計画についての見直しを行い、計画内容の一部変更と計画期間を27年度まで1年間の延長を行ったところでございます。

本市の合併特例債活用限度額は約222億円で、うち基金造成は24億円となっております。現在の合併特例債の活用計画は、平成27年度までとなっております、145億4,380万円で、うち基金造成21億8,500万円となっております、基金造成を除く活用率は約62%となっております。また、平成24年6月27日に施行された東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律によりまして、合併市町村が新市ま

ちづくり計画に基づいて行います合併特例債を起こすことができる期間が5年間の延長となっております。このことから、今後新市まちづくり計画の計画内容の見直しと計画期間の5年間、平成32年度までの延長を行い、合併特例債をできる限り有効活用していくことが必要であると考えております。このように、合併特例債期間の延長を行う予定ではございますが、特例債終了後においても、希望の持てるまちづくり進めていくためには、引き続き行財政改革を進めていく必要がございます。このため、投資的経費の計画的推進、事務事業の見直し、公共施設の統廃合、民間委託の推進、自主財源の確保などにおいて、思い切った見直しを進める必要があると考えております。

また、今後の事業推進の財源確保を見据え、将来負担を軽減するための財政調整基金を初めとする基金の拡充に努めるとともに、地域の実情、課題等を把握し、事業施策を着実に推進していく上で阻害要因となる制度上の課題につきましても、地域の実態を示し、必要な制度改正を国や県へ積極的に要望することも必要であると考えております。こうしたことを全庁一丸となって取り組み、必要な財源を有効かつ適切に活用することが市民サービスの向上に結びつく財政運営につながるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 吉川精二君。

○20番（吉川精二君） ただいま部長より答弁をいただきました。答弁をいただいた上で、再問をさせていただきたいと思っております。

本市の人口、平成17年の合併の時点では、5月末の時点で4万3,070人、それが先般の、これ住民基本台帳の登録の人口でございますが、先月10月末の人口が4万246人というようなことで、広報阿波で発表をされております。都合3,000人、17年の合併から阿波市の人口は減少したわけでございます。これ4万200人の中には、外国人の登録も住民票も含んでおりますので、実質4万人前後で推移をしておると。3,000人減員をしたというようなことで、規模は縮小をしとるわけです。

そして、反面、財政の状況、決算の状況を見ますときに、これ先般私ども議員も研修会でも勉強したわけですが、平成17年の時点と、直近ではございませんが、平成23年末とを比較した場合に、地方税は32億1,584万8,000円、これが23年には34億6,692万8,000円というようなことで、大体2億5,000万円ぐらい増額をなっております。また、交付税につきましても、37億6,000万円から85億円というようなことで、11億4,000万円ほど増額をされております。また、人件費

は、先ほど発表がありましたように、行財政改革等に伴いまして、42億2,489万6,000円が34億7,847万3,000円というようなことで、約7.4億円減少をいたしております。また、扶助費、これは県が持っておりました福祉事務所が、市になりました関係で、市へ移管になりましたので、大きく膨らんでおります。21億2,200万円ほどであったのが31億3,700万円、10億1,500万円ほどふえております。これは、生活保護費を中心に、いろんな県から市へ移管になりました要因があるかと思えます。さかのぼって、平成13年から比べてみますと、平成13年は、旧4カ町村で6億8,980万円だったんです。これが31億3,700万円ということで、実に4.55倍の増加になっております。これは、高齢化が進み、一般的に経済不況等もございましたので、このような推移になったと思えますが、4.55倍、13年に比較いたしまして。合併のときの平成17年に比較いたしましても、24億4,807万円増加してですね、24億円。反面、地方債の現在高は、平成13年が173億8,000万円ほど、平成17年、合併の時点が172億4,800万円、23年末が197億1,691万9,000円というようなことで、25億円ぐらい起債がふえております。しかしながら、起債というものは、事業をしなければ限りなくゼロに近づく、減額になるもので、一概にふえたからといって、本市CAテレビ、また防災無線、小・中学校の全校の改築、また広くは広域のごみの焼却施設、処理場、老人ホーム、また火葬場、広域連合の消防署の本部の新設、これらの社会資本の設備の充実を図っておりますので、ふえた額にしては、すばらしい施設ができたなど。やっぱり合併特例債、また県の補助等活用して、成果は上がっておると。庁舎ができて、交流施設とか完成した暁には、さらに起債はふえますが、これはやはり設備の充実のある程度の因果関係もございますし、20億円余りの増額ですが、それにまさる社会資本の整備ができたこと、このように私たちも、議会の議決機関の一員として認識をいたしております。非常に地震等に備えて、人が寄るところの活動拠点の整備がなされたということはすばらしいことだと、このように認識をしております。

しかしながら、これらの推移を見まして、やはり一番問題になるのは、自主財源の確保です。来年4月から債権管理条例が発効になりまして、やはりいろいろと発言し、意見も出していただくかわりに、それに伴うた責任、いわゆる責務も住民の方々に果たしてもらわなければならない。また、高齢化、人口の減少社会に向かって、それに見合うた施策、計画をしていかなければ、市としても健全な運営が成り立ちません。先ほど申しましたように、家庭も同じでございます。このような中で、先ほど触れられなかったんですが、本

市、まだ公共下水の、わずか百四、五十万円の金額ですが、いまだに特別会計が存続をしております。これ全部返済が完了したんですが、この点だけ、公共下水、非常に財政に影響すると思うんです。災害が起こったら、パイプライン等も、この間も研修の中の話に出たんですが、被害も甚大であろうし、本市の現状を見たときに、合併浄化槽を中心として財政の健全化を図るならば、ここいらも見直して、本市に合うような方向づけをしていただきたいと思うんですが、この点、答弁をお願いいたします。

○議長（出口治男君） 石川市民部長。

○市民部長（石川春義君） 吉川議員の再問にお答えいたします。

公共下水の特別会計の廃止ということで、それについては、新年度ちょっと見て、状況によって廃止も考えていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

合併浄化槽に切りかえるということで、前回のときにお話しさせていただきましたので、阿波市としては、そういうように対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（出口治男君） 吉川精二君。

○20番（吉川精二君） 今、市民部長より前向きなお答えをいただきました。

やはり本市に合ったような、財政と両立する、健全な財政が保たれるような方向でひとつご検討をいただきたいと思います。

時間の都合もありますので、再問で終わります。

次は、3点目の世界遺産への四国八十八カ所の申請でございますが、これは非常に大きなテーマでございますが、本市だけで、どないにもなるものではございませんが、合併の時点で、四国の4市の市長会、市議会議長会に加入させていただくときに、加入の挨拶というのがございまして、本市、非常に八十八カ所あるというようなことでの挨拶をさせていただきました。

このようなことで、特別な阿波市の観光資源と申しましても、ございません。この八十八カ所のお寺へ来る人が、大体10万から15万人ぐらい年間あるというような観光の資料で発表をされております。また、世界遺産に登録することにより、やはり阿波市としての今後の取り組み、また市の文化遺産、いわゆるこれは文化庁のユネスコから申請するわけでございますが、四国4県、また関係市町村が一体となって運動しなけりゃならないんですが、非常に範囲が広くに及んでおるので、ここらが1つのデメリットというようなことで、現在それぞれ取り組まれておりますが、大きなお城を築いて天守閣をするにして

も、一つ一つの礎石の地盤になる小さな石が積み重なって目的が達成されるわけでございます。本市としても、これから機会あるごとに呼びかけをいただき、世界遺産の登録を受けると同時に、観光客の増員が図られるようお取り組みがいただけたらと思うので、非常に大きなテーマでございますので、現時点での状況と今後の取り組みで結構ですので、答弁をお願いいたしたいと思っております。

○議長（出口治男君） 新居教育次長。

○教育次長（新居正和君） 吉川議員の世界遺産へ四国八十八カ所の申請について、四国八十八カ所は市内に4カ寺あるが、関係機関との協調とこれからの取り組みについて答弁させていただきます。

平成22年3月16日に、四国八十八カ所霊場と遍路道世界遺産登録推進協議会が設立されています。目的としましては、地域と共存し、継承されてきた日本の代表的な文化遺産である四国遍路文化を後世へ確実に受け継いでいくためには、構成する資産を保護するとともに、その文化的価値を国内外に向けて発信し、理解を深めることが重要であるため、四国が一体となり、世界遺産登録に向けた総合的な推進体制である組織を設立するとなっております。

四国遍路世界遺産登録に向けてのこれまでの取り組みといたしましては、四国4県と57市町村で推進協議会を開催して、取り組み状況、活動方針について審議、意見交換を行っております。また、四国遍路を世界遺産にと題しましての講演会の開催、平成23年度に公募により選ばれた図案をもとにポスターを印刷し、シンボルマークの商標登録を行っております。駅、空港、銀行の各支店、各霊場、寺院、県、市町村の庁舎など、人目につきやすい場所に掲示をいたしております。

その他の取り組みとしましては、各県別に作業部会を開催し、構成員の取り組みについての報告を行うとともに、案内標識についてのデザインや整備ルート等についての意見交換を行っております。啓発につきましては、ポスターの印刷、掲示シンボルマークの作成、活用を進めるとともに、講演会のホームページによる情報の発信を行っております。また、推進協議会構成員に対して、四国遍路の普及啓発に関するイベント等の積極的な実施や広報紙での情報の発信についても計画をしております。

資産の保護に関しましては、史跡名勝や文化的景観の専門家による資産の保護措置検討会を設置いたしまして、札所寺院及び遍路道の保護手段についても検討をいたしております。

今後の具体的な取り組みといたしましては、四国遍路の世界遺産登録に向けて、難しい道のりではありますが、四国4県、徳島県が一つにまとまって取り組み、遍路道と札所寺院を一体的に史跡に指定していくことを目標として、まず各県1カ所以上の遍路道と札所寺院を一体的に史跡にするためにモデル地区を指定する予定でございます。

阿波市におきましては、平成19年12月5日に四国八十八カ所霊場と遍路道を世界遺産暫定一覧表記載資産候補としての提案に同意をしております。阿波市の取り組みといたしましては、上板町の6番札所安楽寺から11番札所藤井寺に至る遍路道と88番札所大窪寺から10番札所切幡寺に至る遍路道の総延長約29キロを、景観法に基づく景観条例により保護し、そのうちの約12.5キロにつきましては、文化財保護法に基づく重要文化財景観に指定して、世界遺産登録に向けた中期目標として取り組んでまいりたいと考えております。

各県別の同意しています市町村につきましては、徳島県14市町村、高知県22市町村、愛媛県12市町村、香川県の10市町村でございます。現在、徳島県では、政策創造部、経営戦略部、教育委員会が、四国遍路世界遺産登録推進協議会の事務局を担当しておりますので、今日まで地域社会と共存し、継承されてきた文化遺産を、徳島県が、また四国4県が足並みをそろえて、国内外に四国の遍路道、それに伴います文化遺産を関係各機関と協議をしながら発信してまいりたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 天満産業経済部長。

○産業経済部長（天満 仁君） 吉川議員の世界遺産への四国八十八カ所の申請についての中で、産業経済部からは、観光面での効果などについて答弁をさせていただきます。

阿波市内には、四国霊場八十八カ所のうち、7番札所十楽寺から10番札所切幡寺までの4カ寺がございます。今年1月から6月までの入り込み客数として、約4万1,000人の方が参拝をされておりまして、これを年間いたしますと約10万人の方が参拝されたのではないかというふうに思っております。また、札所にも確認をいたしましたところ、昨今は歩き遍路の方がかなりふえてきておりまして、時折外国人の方も見かけるとのお話でございました。

10番札所切幡寺から11番札所藤井寺へお参りされるお遍路さんの中には、善入寺島を通過して遍路される方もございます。今年、切幡地区から善入寺島にかけ、農地の畦畔や遍路道沿いを利用して、地域住民の方あるいは吉野川善入寺島土地改良区の方たちのご協

力によりまして、彼岸花の球根を植栽させていただいております。秋になれば、植えていただいた方々のお気持ちが大きく開花し、お見えになった方々にも季節を感じていただけるものと思っております。

本市の観光行政といたしましても、世界遺産に登録されたと考えますと、富士山の例のように、国内はもとより、国外からの観光客の増員にもつながると考えています。

四国遍路は、四国4県の八十八カ所の札所寺院と遍路道から成り立っているため、県を越えた統一的な取り組みが必要であるとともに、インフラ整備、国、県、関係市町村の支援、また地域住民の方々のご協力、資金などの全般的な課題が多くございますけれども、将来の登録を期待しつつ、周辺整備に努めていく必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 吉川精二君。

○20番（吉川精二君） 3点にわたりまして答弁をいただきました。

3点目の四国八十八カ所の世界文化遺産の答弁につきましては、ただいまいただきました答弁が、現時点を踏まえての状況であろうと理解をいたしますので、再問はございません。

3点を通じまして、やはり行財政改革で債権管理条例ができましたが、ここへ行くことなく、事前に十分納税者、負担をされる方々の対話を重ねられまして、ここへ行くのは最終でありますので、その事前にできるだけ徴収率の向上に努めていただきたい。

また、公共下水の問題につきましては、やはり人口が3,000人減り、まだまだこれから先もそのような状況が続くかと思っておりますので、過剰な設備にならないように、本市に合った状況でのお取り組みを行財政改革の一環としても捉えていただきたいというようなことをお願いいたしますとともに、これは質問ではございませんが、本市の正職員395名、また臨時職員200名を含めまして、600名ほどおりますが、本市の職員、市長を先頭に、社会秩序のいろんな法令を遵守されまして、不祥事が一件も発生をしておらないというような、すばらしい土壌が形成をされております。今後ともこのような教育を徹底されまして、総務部を中心として、今後とも職員皆様方が社会、市民の奉仕者としてふさわしい行動をとっていただき、不祥事の今ありませんので、今後ともそのような土壌を続けていただいて、これは要望でございます。要望であるし、またそうしてもらわなければ弱るんですが、以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（出口治男君） 20番吉川精二君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時06分 再開

○議長（出口治男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番正木文男君。

○6番（正木文男君） それでは、議長のご指名をいただきました。6番正木文男、12月議会一般質問をさせていただいたと思います。

前段で、最近の喜ばしいことという中で、前段での質問に立たれた方も出ましたけれども、サッカーのヴォルティスのJ1昇格ですね、本当にこれは徳島県民としては喜ばしいことである。どれだけの経済効果が期待できるか、そういうものが阿波市のほうにも流れてくればいいかなという気がするわけですが、期待ができるんじゃないかなというふうに思います。

それからもう一つは、テレビでこの前全日本歌唱大賞っていうのをやってまして、その歌唱大賞でトップ、大賞をとられた方が、14歳の女の方です。松茂町の出身ということで、それが、徳島県松茂町っていうのが出るわけです。やっぱり全国的に、そういうようにヴォルティスにしても徳島だっていうようなこと、その女の子にしても徳島県松茂町と、徳島というものが出るというようなことは、本当に我々としてもありがたいといえますか、胸を張れることじゃないかなというふうに思います。そういうようなものがこれからどんどん出ていく、そして阿波市からも、そういうふうに四国の徳島の阿波市というものが発信できるような行政なりまちづくりというものができればいいんじゃないかなというふうに思います、前段はこれぐらいにいたしまして。

それからもう一つ、我々この議会の場ですね、市民の声を届ける議会の場というものを、この時間、貴重な時間ですね、できるだけ短くと考えてますけれども、この時間を大事に使っていかねばいけない使命があるというふうに感じております。

今回は、毎回のことなんですけれども、3本立てということで進めてまいりたいと思います。

1点が、阿波市ケーブルネットワーク施設の運用状況について。運用状況、収支の状況、それから今後のあり方についてというふうなところまで入ってみたいなと思ってます。それから、2点目が土地改良区への支援について。農業問題あるわけです。その

中で、側面的に支える土地改良区、そういうものがどういう点を考えていかなければいけないんじゃないかというのも、またともに考えてみたいなと思います。そして、3点目が伊沢谷北部地域にある明多意神社への連絡道路の整備、あわせて環境整備というものが取り組めないかという3点ということで、進めてまいりたいと思います。よろしく願いをいたします。

まず、1点目です。

阿波市ケーブルネットワーク施設の運用状況についてというところから入らせていただきます。

平成20年からACNが本格運用され始め、その存在意義、活用等について市民に認識されてきつつあるように思われます。私も、インターネットはACNを通じて接続しておりますけれども、昔より速いのかなという感じも持っております。昔は、ISDNというようなことでの接続で、時間がかかってたんですけれども、それも速くなってるかなという面があります。

それからまた、この市議会の議事内容も録画放映されるということによって、議員はもとより、市民にとっても、議会が身近なものとなってる。そして、私ども議会の活性化に寄与しているものというふうにも考えられます。

そういうようなACNの効用、運用という中で、現在までの市の施設として建設され、運用されてきて、その運用状況と収支の状況、まずそのところからお示しをいただいて、入っていきたいと思います。まず、現在までの施設としての運用状況、収支の状況、どうなっているのでしょうか。

○議長（出口治男君） 井内総務部長。

○総務部長（井内俊助君） 正木議員のご質問、1項目め、阿波市ケーブルネットワーク施設の運用状況について、運用状況、収支の状況はどのようになっているのかというご質問にお答えをさせていただきます。

最初に、放送施設整備の経緯について申し上げます。

本施設は、高度情報化に適応したまちづくりのため、情報ネットワークを利用した積極的な行政情報などの提供を行うとともに、生活環境の向上及び地域社会のコミュニケーションの活性化を図り、災害時等の緊急時の迅速かつ的確な情報提供を行うことを目的として、平成17年度から19年度の3カ年で構築した施設でございます。事業総額が42億68万3,000円となっております。その財源として国や県支出金、合併特例債など

の合併に係る有効財源を活用して実施をいたしております。

次に、運用状況についてでございます。

本市のケーブルテレビは、平成20年4月より市内全域で運営を開始いたしております。平成25年11月末現在の加入世帯が1万3,935世帯となっておりまして、全世帯の約92%の方にご加入をいただいております。自主放送のほか、地上、BS、CSデジタル放送を最新技術によりお届けをいたしておるとともに、音声告知機の設置によりまして、火災や災害などの緊急情報や行政情報などをお伝えをいたしております。

施設の管理運営につきましては、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、民間活力を活用しながら、市民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的といたしまして、平成22年度より指定管理者制度を導入をいたしております。新たに本年度から、平成29年度までの5年間を指定期間として、現在運営をいたしておるところでございます。

続きまして、収支の状況についてでございます。

さきにも申し上げましたが、平成22年度より指定管理者制度を導入し運営をいたしておりますが、22、23、24年の過去3カ年の決算収支につきましては、全て黒字決算となっております。

直近の平成24年度決算の概要について申し上げますと、24年度のACN管理費に係る決算規模は、歳入総額3億3,132万9,000円、歳出総額2億8,840万3,000円となっており、実質収支は4,292万6,000円の黒字となっております。

歳入の主なものといたしましては、ACN使用料が2億3,284万円であり、歳入総額の約70%を占めております。

次いで、施設整備の更新財源として、情報システム施設整備基金からの繰入金4,462万5,000円、次いで通信回線使用料が4,007万3,000円となっております。

なお、一般家庭での加入者負担金は8万円、基本使用料は月額1,500円といたしており、平成24年度末での情報システム施設整備基金残高は、約2億8,969万円となっております。

続きまして、歳出の主なものといたしましては、ケーブルネットワーク施設指定管理委託料が2億1,525万円であり、歳出総額の約75%を占めております。次いで、ACN施設機器更新工事が4,857万3,000円となっております。今後も、年次的な施

設の更新が予定をされておりますが、国の定める放送法の基準に基づきまして、第1に安全性、信頼性を確保し、設備の耐用年数、費用対効果を十分精査しながら、計画的な基金の積み立て、必要最小限の事業費で施設の維持管理を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 正木文男君。

○6番（正木文男君） 概略の運用状況、それから収支の状況、ご答弁いただきました。

総事業費が42億68万3,000円であること、そして20年4月から市内全域で運用を開始された。25年11月時点での加入世帯が1万3,935、全世帯の92%が加入されてるという状況です。

そして、収支の状況についてのご説明がありました。

その中で、24年度の決算書を見てまいりますと、今部長の答弁の中では、22、23、24全て黒字であったということなんですけれども、24年度の決算書を見ますと、繰入金があるんです。繰入金4,462万5,000円、それを入れて、最終的に逆に繰り越しも出してるけども、黒字となっているということなんですけれども、ちょっと概算してみますと、実質的に二、三百万円の赤字ですね、差し引きしますとです。積み立てておる繰入金を入れて黒字というのでは、それは将来において積み立ててる繰入金を取り崩しているという解釈ですので、200万円か多分それぐらいじゃないかと思うんですけど、それが出てるという状況があるということなんです。

それで、次にだんだん入っていききたいんですけれども、今のところ健全な運営、収支状況にもあるということなんですけれども、公共性のある施設の運営は、長期的視点でも考えておかなければならないと考えます。議論を進めるという意味で、そこでACNの総建設費としては聞かせてもらいました。その財源内訳、建設費償還の状況、残高の状況、そして施設もいつかは耐用年数が来るわけであり、そのときの施設更新についてどのように考えているのか。そしてまた、他市町においては、民間業者の活用によるサービス提供ということも行われておるわけなんです。その長所短所、そしてまた阿波市が公営施設としてつくられた理由ですね、その辺のところをご説明をお願いしたいと思います。

○議長（出口治男君） 井内総務部長。

○総務部長（井内俊助君） 正木議員の再問にお答えをいたします。

ご質問の内容は、ACNの総建設費とその財源内訳、建設費償還の状況、残高の状況と

施設の更新、また民間経営の長所短所と阿波市が公営施設とした理由についてという点でございます。

最初に、1点目の総建設費とその財源内訳についてでございます。

先ほど申し上げました総事業費総額が42億68万3,000円となっており、財源内訳といたしましては、特定財源として国庫補助金2億5,941万1,000円、県交付金2億円、合併特例債などの地方債が33億4,670万円、ACN加入者負担金が1億2,498万円となっており、特定財源の合計が39億3,109万1,000円となっております。残りの2億6,959万2,000円が市の一般財源となっております。

次に、2点目の建設費償還の状況、残高の状況についてです。

最初に、借り入れの状況につきましては、平成17年度に1億380万円、18年度に8,490万円、19年度に31億5,800万円、3カ年合計で33億4,670万円を借り入れをいたしております。24年度までの元利償還金が12億6,268万1,000円であり、平成24年度末の地方債現在高は21億1,604万3,000円となっております。

次に、3点目の施設の更新についてどのように考えているのかということでございます。

現施設の耐用年数につきましては、音声告知機などの宅内機器は10年とされ、4局舎の機器については7年とされております。耐用年数後の考えは、現在国が定める放送法の基準に基づき設備の更新を計画的に行っていますが、今後の見込みといたしまして、来年度には、平成19年度に整備した通信機器の更新が必要となってきます。また、平成30年度には、宅内機器等を含めた、全ての通信機器の更新が必要となり、多額の経費が想定されております。このことから、今後計画的に情報システム施設整備基金への積み立てを行うほか、現状の運営方式と新たな国庫補助金等を活用した事業との財政効果などを比較検討しながら、将来的な本市の方向性を決定していく必要がございます。

次に、4点目の他市町村においては民間業者の活用によるサービス提供となっているが、その長所短所、また阿波市が公営施設とした理由はどうかということでございます。

民間事業者の長所については、一般的ですが、専門的知識を備えた判断により迅速な説明対応が行え、また柔軟な発想による利用者サービスの向上と満足度の向上が期待できることや、蓄積されたノウハウを生かした経営がされることなどがあろうかと思えます。ま

た、短所といたしましては、公益性より経済性を優先したサービス提供となることが予想されるとともに、安定的な設備運営に係る設備投資に対しての使用料等への増額は避けることができる、利用者負担増を強いることなどが想定されております。

次に、阿波市が公営負担とした理由についてでございます。

この施設につきましては、新市まちづくり計画におきまして、合併の主要事業として位置づけられた事業でございます。平成23年7月のアナログ放送停波に向け、地上波デジタル放送への対応が地方自治体における喫緊の課題となっておりますが、中山間地域の多くある本市には、市内全域をカバーするような民間事業者の参入が難しい状況となっております。また、土成町、市場町においては、旧町時代からケーブルテレビ施設が整備されている一方、吉野町、阿波町においては未整備であり、施設整備について住民からの強い要望があったところでございます。このような状況のもと、市の一体感と公平性の観点から、住民に密着した情報通信基盤としてケーブルテレビを全域に整備し、市民サービス向上や豊かで住みよいまちづくりを推進するため整備することとなった次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 正木文男君。

○6番（正木文男君） 償還の状況とか、それに対しての市の負担状況とか、それから今後の状況、説明をいただいたわけなんです。

42億68万円の総事業費です。その財源の中で、国庫補助金は2億5,941万円、県交付金2億円で、合併特例債や地方債が33億4,670万円を活用しておるわけなんです。これは、全てが100%交付税措置されるわけでないわけです。合併特例債というのは、充当率95%、財源措置7割ということですから、約三十二、三%か4%ぐらいの勘定になりますかね、それぐらいが一般財源の持ち出しというものがセットであるわけなんです。ということは、今まで支払ってきた建設費の償還の状況、残高の点でございますけれども、今までは24年度までに元利償還金12億6,000万円程度払ったと言いますが、その中で一般財源は、多分これの0.3掛けましたら、3億6,000万円か、その程度は一般財源が出ておるわけです。じゃあ、もう一つまだ終わってないわけなんで、平成24年度末の地方債の残高は21億1,600万円残っておるということは、当然これに対しても約3割程度掛けましたら、償還額というのは6億円近く残っておるわけです。大体、償還期間10年という設定でいきましたら、年間6,000万円ずつ

の一般財源というのは必要になってきておるわけです。これからも必要なわけです。

それからもう一点、私が見つけたのは、24年度の収支決算の中で、工事費が約4,500万円ぐらい出ております。それまではなかったんです。じゃあこれがぽっと出たということは、先ほど言いましたように、機器の更新というものがどんどん起こってくるということです。施設というのは、耐用年数があるということですから、平成19年度には通信機器の更新が必要になってくる。また、平成30年度には、宅内機器を含めた通信機器の更新、全ての通信機器の更新が必要となって、多額の経費が想定をされるわけです。そういう状況をにらんだときに、今後のあり方としてどう考えたらいいんだろうかということになってくるわけです。

再々問になりますかね、ACNは市民にとって有効なものであり、生活の利便性や教養、娯楽、市民の安全の確保等、さまざまな効果が期待をされております。しかし、市政における将来の厳しい財政運営を見通したとき、いつまでも合併特例債だとか、交付税とか、そういうものも厳しい状況にあるわけです。そういう見通したときに、この施設やシステムを末永く活用するために効率的な運営、財政計画というものが求められると思うわけです。機器の更新時の費用や年々の運営費を考えたとき、相当な財政支出が必要となる。これらのことを考えれば、他市町で対応している民営化の手法も検討する必要があるのではないのでしょうか。

じゃあ、どういう他市町で民営化でやられてるところがあるのかというのは、ちょっと私資料を提供いただいて調べてみたんですけども、県内では各市町、ケーブルテレビ運営されております。その中で、純粋に民営化といいますか、民間の会社が運営されてるっていうのが、CUEテレビ。北島、松茂、上板を対象にして、CUEテレビが運営されます。CUEテレビ利用料1,890円です。それから、ケーブルネットおえ、これは吉野川市なんですけれども。吉野川市というのは一番それが進んでまして、徳島中央テレビさんというのが吉野川もちろんですね、小松島市をエリアにした完全に株式会社、民間のケーブルテレビ運営会社なんです。そういうものがやられている。もう一つケーブルネットおえというのが新規参入、吉野川市の中に株式会社、そういう民間が出てきておるといいう状況があるわけです。それから、テレビ徳島、これは徳島ですから、ケーブルテレビ会社があったんで、このテレビ徳島さんは、徳島市、神山町、佐那河内村、勝浦町、上勝町、美馬市、美波町、牟岐町、海陽町、東みよし町、それらも対象にして、テレビ徳島さんという民間会社さんの運営によって市民の皆さんがそことの契約という状況によってケ

ケーブルテレビを活用されておるといことなんです。

この吉野川の徳島中央テレビさんなんかは、選択制です。おもしろいんですよ。地デジとBSとか、その辺だけの契約だったら1,300円、多チャンネル、たくさんありますね、スカパーだとか、いろいろある。そこまでを契約、見たいんだという人は3,990円というような、それからインターネット使用料は3,000円から4,000円というような、そういう選択を入れて、幅を広げた活用をされているといことなんです。

本当に考えてみましたら、確かにこれは必要なものなんです。しかしながら、それを行政が抱えて、将来にわたってこれを提供するといことは、かなりな負担、施設更新だとか、そういうものが求められてくるという状況において、民営化っていいですか、そういうものを考えていくべきじゃないかなと思うんです。そういう中で、例えば土柱の湯だとか、御所の郷とかも、そういう傾向にもあるわけなんですけれども、このACN、将来やはり市民にそういう場を提供するとい言い方ができるかどうかわかりませんが、施設として運営をしていくという中で、民営化といようなものを考える、検討する必要があるのではないのでしょうか。

○議長（出口治男君） 井内総務部長。

○総務部長（井内俊助君） 正木議員の再々問にお答えをさせていただきます。

ご質問の内容は、今後の財源対応からしても、維持管理をする上で、将来的に民営化する考えはないのかといこととでございます。

さきにも申し上げましたとおり、本市のケーブルネットワーク施設は、自主放送のほか、地上、BS、CSデジタル放送を最新技術によりお届けするとともに、各ご家庭に音声告知機の設置によりまして、火災や災害などの緊急情報や行政情報などもお伝えをいたしております。このように、市民の安全・安心を守るため、市が主体として行うべき業務もでございますので、一概に判断はできませんが、今後更新施設の費用も想定されることなどから、将来的には民営化などの可能性も含めて、方向性について協議していく必要があろうかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 正木文男君。

○6番（正木文男君） 本当に、その選択、難しい状況があるかと思うんです。現に、今市のほうでは、将来のそういう更新に備えて、基金の積み立てをされておるわけなんです。当然、それはその方向に備えてといこととて基金を積み立てていくことによつて対応

していくという考えでもおられるわけなんですけれども、抜本的なあり方というのもの、やはり検討をされる必要があるんじゃないでしょうか。また、これに対しては、市民それぞれの意見もあろうかと思えます。民間に移るということによって、経済性優先で、社会性だとか、そういうものが担保されるんだろうかどうとか、そういう心配もあろうかと思えます。そういうものと、それから負担が確実にふえてくる。償還も6,000万円、それから機器の更新もどんどん4,000万円、5,000万円、それがどんどんふえてくるというものとのてんびんにかけて判断していくことが求められるんじゃないかなと思います。将来のこととは言いつつ、もう四、五年の時期が来ると、この更新時期も来るといいますので、我々も行政も、この辺もちょっと皆さんとともに意識を持って考えていっていただけたらなというふうに思います。

それでは、2点目に参りたいと思います。

土地改良区への支援についてということでございます。

TPPによる農業の変革は待ったのない状況にあります。競争力を高めるため、生産性の向上、農業の大規模化は避けて通れない状況と言えます。そのため、国においては農地中間管理機構を設け、農地の貸し借りを助長し、農業経営の規模拡大、遊休農地の解消等を目指しております。

前段の吉川議員のほうから質問の中で、今朝の徳新の話を出していただいたんで、ちょっとくどくなりますけども、大きく見出しで、大規模農家に農地8割を集積するという規模です。このことが、土地改良区を考える大きなキーポイントになるんです。このことが、どれだけ土地改良区に対しての影響があるということをちょっと私の考えをまた説明させてもらったらと思うんです。

農地集約っていう中で、ちょっとトピックス的に知ってもらったらと思いますのが、今日の読売新聞に出てましたけれども、各国の農家1戸当たりの平均耕作面積なんです。豪州、オーストラリアは3,024ヘクタール、1戸の農家が3,000ですよ。2番目の米国が170ヘクタール、イギリスが84ヘクタール、ドイツが56、フランスが54ヘクタールで、日本が2.3ヘクタール。北海道とか、我々のほうでは、七、八反かなという感じがしますが、日本の平均でいきますと、2.3ヘクタールということになります。しかしながら、土台欧州のような、アメリカが170ヘクタールとか、そういうものと大きく違うわけなんです。先ほど言いましたように、大規模農家に農地が8割集約されるということです。それを進めるために、農地中間管理機構というものを発足さすという

方向で、その流れの中での手法的にそういうものを入れながらやっていこうということです。

農地中間管理機構というのは、徳島県内に1カ所置く。ちょっと県のほうに聞いてみると、県が丸々というんじゃなくて、農業会議っていうのが県のほうにはありますか、該当団体っていうような形で。農業会議というものを母体にした中で、農地中間管理機構というものを考えるんじゃないだろうか、これからの話なんで、そういうような話をされておりました。その事業としては、農地の借り受け、貸し付け、当該農地の管理、それから当該農地についての土地改良、その他利用条件の改善というようなものが事業になるとなっておるわけなんですけど、基本は、この農地の借り受け、貸し付けの話です。8割集積するという状況の中で、そのような状況において、農業を根底で支えるかんがい用水の安定供給ですね、土地改良区の存在、運営が非常に厳しい状況となることが予想されるんです。農業振興上のいろんなソフト面で、助成措置とか、人の問題とか、そういう農業振興での施策は求められます。

私は、仕事の関係上、土地改良区といいますか、農業の基盤といいますか、農業を根底で支える事業というものにかかわってきたもので、ちょっとあえて強く言いたいんですけども、もう一つの側面として、農業をやっていく中には、土地と水というのは絶対必要なんですね、農業をやっていく根底には。いろんな6次産業化だとか、そういうそれも大事な側面です。人の、後継者の問題とかあるわけけども、農業を根底から支えるっていうのは、農地と水をどう守っていくかということが大前提のはずです。水なくして、格好よく農業振興っていうのは言えないんですよ。そこを忘れてもらっちゃあ困りますよということが言いたいわけなんです。それほど、私は土地改良区というものが大事な存在であるということをもう一遍考えてみたいと思うんです。

じゃあ、その土地改良区というものはどういう形で成り立ってるかといいますと、農地所有者ですね、農地所有者が1反分もなくとも、あるいは5畝ぐらいたとかでも、一応土地改良区の組合員になって、組合で構成されて、皆さん方がお互いが支え合って、水路の掃除をしながら、維持運営もしながら、借金もお互いに分担しながら、土地改良区等を支えてきておるわけなんです。ですから、過去における土地改良区の存在って、大きかったんです。東北の土地改良区の理事長さんの権限なり力っていうのは、その地域の県会議員よりも強かったというような話も聞きます。今は、もうそういう状況ではないわけですけども。この土地改良区、今までは農地所有者が土地改良区の組合員だったんです。そし

て、組合員が使用収益者だったんです。ちょっとこれ横に並べてみてください。農地所有者、土地改良区組合員、そして収益者で、ところがこの農地所有者が8割集積されるということは、所有者が収益者じゃなくなるわけです。賦課金は土地所有者が払うのが、使用収益者が払うのかっていうのは、またこれから中で議論があるかと思うんですけども、組合員というものが、農地所有者がそのまま組合員になるという意識が薄れていくわけです。そういう薄れていく状況の中において、じゃあ土地改良区というものの運営、存在というものが、私はそこがどうも弱体化されていくんじゃないかなという危惧を抱くわけです。現に、現在においても、土地改良区というのは大きな問題点を抱えております。農業放棄だとか、高齢化等によって、非耕作者の増加です。それに絡んで、賦課金の未納、滞納というのも起こっておるんです。私も、先般まで改良区の役員をやっておりました。その滞納がある、今藤川さんも改良区の役員で頑張っていたいておるわけなんですけれども、賦課金を取り立てについていいですか、徴収に行っても、本当に気の毒で、もらいにくいようなものもあるわけです。ご主人が亡くなって、高齢のおばさんが、ひとり農地を抱えておるわけです。しかしながら、収益が出てこない。収益が出てこないんだけど、もらわなければいけない。土地改良区の賦課金というのは、現に加盟しておれば、使用収益があろうがなかろうが、その土地から賦課金というのはもらわなければいけないわけです。もらいに行ったら、農地で収益を上げてない人にもそれを求めなければいけないという面で、そういうもの厳しさが出てくる面があるかと思えます。

それからもう一点は、用水路のパイプライン化による既存開水路の管理です。現に、パイプライン化によりまして、ものすごいかんがいの管理、水の供給というものでは利便性が出ました。しかしながら、そのことによって、じゃあ今度は旧来の開水路というものが、改良区にとっては、やはりその管理というのが重荷になってるという面もあるんです。その開水路には、小さい30センチ幅の水路もあるでしょうし、幹線水路としての大きなものもあるでしょうけども、そういう改良区からすれば、必要なくなった、そういう水路の管理、こういうものが重荷になっております。それから、将来的に、先ほど延伸と同じですけども、更新というものも出てくるわけです。老朽化した土地改良施設の更新、ポンプなんかであれば、15年とか20年で耐用年数が来るわけです。そのときに更新で、確実に今までは受益者負担というものが鉄則でして、そういうようなものも払って、またやっていけるのだろうか。じゃあその更新をするときに、農地集約80%となってきたときに、その負担を誰が払うんだろうかというような問題も起こってくるわけなん

です。

そういう中で質問なんですけど、前段長くなりますけど、土地改良施設っていうのは、道路、排水路と同様の公共施設であるという観点から、補助金、助成金、合併推進への支援等、積極的な取り組みが求められますが、どのような取り組みを持っているのかという点です。

ちょっと補足したいんですが、私が公共施設的なものじゃないかなという言い方をする理由です。それは、さっき言いましたように、農地所有者が使用収益者じゃなくなる可能性があるわけです。ということは、逆に今国は、誰がやっても入っていてもやりたい、大規模化的にやろうという人に農地を利用してもらいましょうと。利用してもらって何ほの話じゃないでしょうかということです。そうやってきたときに、所有者だけじゃなくて、いろんな人が収益を上げていくということであれば、より公共的な意味合いがあるんじゃないんだろうかな。土地所有者、それが全て受益者じゃなくなってくという中、誰もができるだけやってもらえるという素材という農地、かんがい施設というものを考えたときに、そういう意味があるんじゃないかなと思うわけです。そういう面で、今市のほうにおいては、土地改良施設なり土地改良区というものに対しての支援、応援というものを、どういうものをされているんでしょうか。

○議長（出口治男君） 天満産業経済部長。

○産業経済部長（天満 仁君） 正木議員の一般質問、2つ目の土地改良区への支援について、また市としてどう取り組むのかということについてのご答弁をさせていただきます。

土地改良区は、農業農村整備事業の実施や農業水利施設の維持管理の中の中心の担い手として大きな役割を果たしています。しかし、近年の農家の減少、農業経営者の高齢化、担い手不足などに加え、農村地域における混住化の進展、あるいは今後のTPPなど国際化への進展など、農業経営にとって厳しい状況にあります。

土地改良区では、設備の維持管理、賦課徴収など、多くの問題を抱えつつも、事業を的確に推進、遂行するための組織並びに財政基盤の確立、維持管理の徹底や事務管理の合理化を可能とする組織づくりが必要となっております。

地元土地改良区の現状でございますけれども、阿波町には3つ、市場町には2つ、吉野町にも2つ、そして土成町には9つの改良区がございます。土成は、合同事務所という形でございますが、この合併の推進状況としてご報告させていただきますと、この土成合同

事務所の9つの土地改良区のうち、6つの土地改良区がこの月末、12月27日に合併に向けての仮調印を行う運びとなっております。積極的に事務の合理化による経費節減、農家負担の軽減に取り組んでおられるところでございます。

土地改良区に対する支援策といたしましては、土地基盤整備事業、いわゆるパイプ配管等の県営事業、団体営事業、県単事業において、国、県、市が地元負担金の軽減を図るための支援を行っております。その他償還金に対する助成事業として、利息分等に対して従来から市が負担を行っているところでございます。

また、農地・水・保全管理支払交付金事業におきましては、農家を中心に土地改良区が管理する配水路に関し、共同活動事業といたしましては、水路の泥上げ、補修などの維持管理を行っております。また、向上活動事業といたしましては、水路の長寿命化などを図りながら、地域の環境を守る活動に取り組んでいただいております。この共同活動また向上活動ともに、県下の組織数を有しており、活発に活動がされております。

市といたしましても、農業振興のための土地改良区は不可欠なものと考えておりました。今後国や県の動向を見ながら施策を検討していきたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 正木文男君。

○6番（正木文男君） 市のほうも、国の施策とか、そういうものを取り入れながら、市としても積極的な支援をされてるという側面はあるんですね。1つは、土地改良区の合併の推進ということです。組織全体の効率化、経費節減とか、そういう面で合併の促進というようなことでも、それを応援しておられる。現に、阿波町におきましては、西部、中部、東部、3改良区ありました。それをまず地元をとということで、阿波中部の事務所のほうに合同事務所っていうのを置いて、事務の統合という中で、1名の職員でいいということが進められております。将来的には、阿波市全体にまとめていく、そしてまた吉野川北岸改良区との連携をどう進めていくかというようなことも、改良区の支援の方向、それを行政として応援していくということも大事じゃないかなというふうに思います。

それから、いろんな補助事業ですね。土地基盤整備事業、県営事業、団体営事業、そういうものに対して補助を出しておると言いつつ、しかしながらどうしても、先ほど言いましたように、受益者負担というのが残るんです。例えば、県営であれば、国が50、県が

25、市は8%の助成。じゃあ、最終17%は、市のほうに残る。パイプラインやりました。便利になりました。しかしながら、据置期間10年が終わる状況に来てまして、今年、来年ぐらいから償還が入っていきます。そのときには、反当10万円から12万円ぐらいの事業の償還ですね。本来の改良区の賦課金と別に事業の償還というのが乗ってくるわけです。そういうような状況にあるわけです。

そういう中で、いろいろ言うても、じゃあ結局に何をどうしたらええんだろうか、どういところを改良区の支援というものに行政に望んでいったらいいんだろうかなということで、私は、3点ほどちょっと具体的というかどうかなんですが、提案をして考えていただきたいと思うんです。

1つは、土地改良区賦課金の格差是正ということなんです。

これは、私は、地元の阿波中部の土地改良区、地域が約11地域あります、1地区から11地区。それぞれの賦課金を比較して見たときに、一番安いところで4,000円ぐらいから、それから2万1,000円ぐらいというようなところまで出てくるんです。ものすごい差があるわけです。反当2万円の改良区の賦課金を払わなければいけない。そして、またその次にはパイプラインをしたやつ償還の負担も伴ってくるというような状況があるわけです。その差があるというのは、基本的にはやはりポンプの押し上げ地域です。高台にある押し上げ地域、私も地元が高台にあります。北岸用水から高いところということですので、ポンプの押し上げの電気代というのがかかってくるわけなんです。そういうようなところにつきまして、2万円とか2万1,000円とか、自然のところ、阿波町とか伊沢の住人じゃったら8,000円以内ぐらいでできるのが、2万円を超えるというふうな面があるわけです。そういう面での格差是正っていいですか、何らかのポンプ地域への電気代の助成とか、そういうものができないだろうか。

それからもう一点ですね、これはかなり大きな問題かもわかりません。パイプライン化が進み、用水路機能がなくなり、地域排水路として必要な水路の行政への管理です。なぜこれを言い出しますかと言うと、改良区の用水路だけれども、実質的に地域の排水路の機能も兼ね備えている。その効果も出てるというのもあるんです。例えば、幹線用水路なんかには、道路の横に水路があって、それが地域の排水路になっている部分、そういう機能の大なるところっていうのもたくさんあるわけです。今、市においては、排水計画、全市を網羅した、大きな河川から始まって、その地域エリアに必要なとされるような排水路の計画を立てておられるということなんですけれども、その排水路計画ですかね、その部分と

のリンクといたしますか、そういう計画の中に、土地改良区の用水路であったけども、現に排水路としての機能がある部分について、決して小さいもので全てとは言わないんですけども、その地域の主要な排水路として位置づけられるような、もとは用水路を、排水計画の中に位置づけるというような面での計画の樹立というものは考えられないだろうか。

もう一つそれを裏づけるように言いたいのは、先ほども出ました、市の生活排水対策をどうするかです。集合処理っていいですが、下水道とか、農業集落排水というものでいけば、排水先は要らないんです、パイプで処理場まで結んでいくわけですから。しかしながら、市は、私どもは合併浄化槽で推進していくということが正解だと思うんですが、合併浄化槽の推進で生活排水対策を進めていくということであれば、確実に建築基準にも求められる、補助金をもらうためにも、排水先が要るわけです。排水先があるところはいいんですけども、排水先を考えてみたら、もと改良区の用水路だったとか、そういうところもあるし、ここだけはちょっと排水路を側溝を兼ねて抜いたほうが、下水道の管渠よりも安いということも考えられると思うんです。そういう面で、今市のほうで排水計画を立てられておる、その樹立計画の中で、この用水路の排水機能が大なる部分というのは、排水路としての位置づけというものができないのだろうかということなんです。

それから、合併の推進という中で、事務運営への支援というものはできないだろうかという3点です。

答えができる部分とそうでない部分とあろうと思うんですけども、土地改良区賦課金の格差是正、それからパイプライン化進んで、用水機能がなくなって、地域排水路としての機能が大なる部分を地域排水計画の中に位置づけられないだろうか。合併の推進と事務運営への支援と、その3点についてお伺いをいたします。

○議長（出口治男君） 天満産業経済部長。

○産業経済部長（天満 仁君） 正木議員の再問について、3項目上げていただきました。

まず、1点目の土地改良区賦課金の格差是正についてでございます。

賦課金につきましては、地理的条件や借入金の償還状況及び改良区の規模などによりまして、改良区や改良区内の地域でも格差が生じているのが現状でございます。中でも、吉野川北岸幹線より改良区の水源及び受益地が高いところにある地域につきましては、ポンプアップにより用水を押し上げるための電気代などが必要となっておりますのも現状でございます。

その一部等の支援といたしましては、改良区が管理する施設について、国営造成施設管理体制整備促進事業を平成23年度まで8改良区が事業に取り組んでまいりました。この事業は、農業水利施設の多面的効果を発揮するため、土地改良区、地域の管理体制強化を図るものでございまして、土地改良区が管理している国営、県営造成施設の経費のうち37.5%を、国が50、県が25、市が25%をそれぞれ補助するものでございます。また、吉野川北岸土地改良区でも、多面的機能分の補助として、一部経費の助成も行っております。今後、このような事業を積極的に取り組んでいただきまして、農家の負担軽減につながればと考えております。

次に、順序が異なりますけれども、3点目の合併の推進と事務運営の支援について、先にご答弁をさせていただきます。

吉野川北岸土地改良区において、賦課金の重複の解消による農家負担の軽減、土地改良区の運営管理体制の強化対策として、将来においては1水系1土地改良区とし、吉野川北岸土地改良区が幹線から末端支線までを一括管理することが望ましいと考えておりまして、一本化することを努力目標としております。現在、各土地改良区独自で事務運営には当たっていただいておりますが、市としては、行政職員の事務的補助等は行っておりませんが、市内の阿波町と市場町では、事務の合理化を図るため合同事務所を設置するなど、各土地改良区におきまして事務の合理化が図られているところでございます。合併の推進は、改良区の手軽減や運営においても基盤強化を図ることができます。今後、阿波市といたしましては、徳島県、徳島県土地改良団体連合会等とともに、農業生産環境が充実し、安心して安定した農業経営がなされるよう、改良区の合併の推進に協力してまいりたいと考えております。

私のほうからは、2点の答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 田村建設部長。

○建設部長（田村 豊君） 正木議員の一般質問の中の再問の2点目にお答えをさせていただきます。

土地改良区の水路についてということでございます。

まず、土地改良区が管理されています水路の状況でございますけれども、土地改良区が管理をいたしております水路につきましては、本来は用水路として、農地に水を引く目的で設置されたものであります。しかし、今田畑への水の供給施設といたしましては、パイプ配管の施設の設置が進み、かつては用水路として設置された水路は、給水機能としての

役割が少なくなり、農地の排水機能はありますけれども、地域の排水路としての役割が大きくなっているんでないかというふうに考えております。地域によっては、家庭排水も流している状況があると考えております。今、この土地改良区の管理をしている水路につきましても、かなり老朽化もしており、土地改良区もその維持管理に苦慮をされているという状況があるんでなかろうかと思っております。

そのような中で、今議員から再問がありました土地改良区の水路について、市で管理をしていくことも含めまして、何か支援はできないかということと、そして今市が策定を進めております阿波市排水対策基本計画の中に、土地改良区の水路についても何らかの形で位置づけができないかというふうなことであります。

それで、今市が策定を進めております阿波市排水対策基本計画につきましても、本市の浸水被害の状況を把握し、被害の原因を調査し、課題や問題点を明らかにしながら、排水路の改良、導水路整備により、下流域の排水の負担を軽減する方策を示す計画であります。市が排水計画の中に土地改良区管理の水路も一部関係する部分が出てくるとは思っておりますが、今回の土地改良区の管理の水路についての問題を解決するまでのお答えまでには、この計画では至らないのかなというふうに思っております。

それで、土地改良区の水路の問題は、やはり地域の排水問題でもあると考えております。この問題、今後は市としても取り組んでいかなければならない大きな課題であるというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 正木文男君。

○6番（正木文男君） ありがとうございます。

本当に土地改良区、厳しくなるだろうということは認識していただいているかと思うんです。それをどういう形で支援するかという部分、国政っていいですか、国の施策とも大きくかかわってくるわけなんですけれども、まずそういう問題があるということも認識をしなければならぬんじゃないかなと思うんです。意外と、国の補助体系の中で、いろんな有利なんがありますので、そういうものを積極的に取り入れていく。先ほど、国営造成施設の補助の活用というのがありました。やはり、いつまで続くかわからないんですけど、続けてもらうような、また要望もしていただきたいと思います。

これというのは、土地改良施設とかというものは、多面的機能がある、農業の収益だけじゃなくて、自然の遊水を、大雨を緩和するだとか、環境だとか、生態系の保全だとか、

そういう機能があるんですよ、そのための37.5%分を還元しましょうというようなことです。そういうことも、どんどん発信していただければいいんじゃないかなと思います。

それともう一つは、組織的に支援するとしたら、改良区の合併です。吉野川北岸土地改良区という1水系1改良区ということをして市の行政としてもしっかりと支援をしていただきたいなというふうに思います。

そして、この排水計画基本計画の中への土地改良区の水路の位置づけの話です。

私は、先ほど言いましたように、現に排水路としての役割も持つてる。大きい少ないはあろうかと思いますが、ということですから、遠慮なく私は排水受益がある、地域に対しての貢献があるというような解釈をしていただいて、排水基本計画の中に積極的に土地改良区の用水路も取り込んでいって、そのことが改良区の負担軽減にもつながるわけですし、市にとってもプラスなわけですから、そういうような方向で考えていただきたいなというふうに思います。

そして、言えることは、こういう発信を国のほうにも、また市長も含めて、意見があるということをどんどん発信をしていただきたいな。私も、行ける範囲の中で、また発信をしていきたいなと思ってますので、そのこともお願いして、この項は終わりにしたいと思います。

それから、3点目になりました。

明多意神社への連絡道路の整備についてということなんです。

この明多意神社ですね、これは阿波町北部地域の氏神として重要な施設でありますけれども、阿讃山脈の山頂にあるんですね、標高約745メートル。阿讃山系では一番高い山なんです。その山頂にあります。そこへの連絡道路、これは市道なわけですが、そこが未整備のために不便を来している。それからまた、周辺山地は貴重な林業資源も豊富なことから、林業振興にも寄与するものなわけなんです。現在、道路は、大雨時の水流によって路面の洗掘とか、イノシシの洗掘によって、崩壊が進んでいるという状況があるわけなんです。今、幸いにこの地域は辺地をかぶっておりまして、辺地対策事業で道路整備を進めていただいておりますけれども、その見直しとか、その拡充の中で、この部分、明多意神社への市道である連絡道路を整備をまずできないかということをお伺いいたします。

○議長（出口治男君） 田村建設部長。

○建設部長（田村 豊君） 正木議員の一般質問の3項目め、明多意神社への連絡道路の整備についてということで、明多意神社は阿波市北部地域の氏神として重要な施設であるが、阿讃山脈の山頂にあり、連絡道路となっている市道が未整備であるため不便を来している。辺地対策の一環として取り組めないかというふうなご質問でございます。

辺地対策事業につきましては、辺地整備の計画の策定を行い、有利な起債を財源として格差是正のため必要な事業を実施しております。合併前から継続して、主に阿波町伊沢谷辺地の事業を進めてまいりました。現在、二級市道一ノ瀬引地線7.7キロメートルのうち3.5キロメートル及びその他市道立割1号線2.2キロメートルのうち1.3キロメートルについて、当事業で道路整備を終えております。

ご質問の箇所であります市道明多意線は、現在事業中の一ノ瀬引地線の4.5キロメートル地先でございます。全長といたしまして3,546メートル、幅員につきましては2メートルから3メートルで、明多意神社への参拝者や民家が1世帯、また山林関係者等が利用をしております。

辺地対策の工事につきましては、山間部であり、構造物が大きく、メートル当たりの単価も15万円から20万円にもなります。加えて、伊沢谷地区の7割が地すべり地区であり、アンカー工法など、道路改良以外の災害対策工事が必要な場合も出てまいります。当該の明多意線も地すべり地区に当たるため、地すべりの対策工法や他の災害を踏まえた計画が必要となります。

また、辺地対策事業の道路改良要件といたしましては、幅員が4メートル以上で、3年間で300メートル以上の施工が必須となっております。新たな路線整備の取り組みは難しいのではないかとこのように考えております。

それで、従来から進めてまいりました辺地対策事業につきましても、平成26年度は事業を1年間休止し、3年ごとに必要となる辺地総合整備計画を策定する中で整備箇所の選定や優先順位、地元の意見等をお聞きし、限りある財源の中で整備効果が十分出せるような箇所選定を検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 正木文男君。

○6番（正木文男君） 厳しいお答えでした。そうかなという気もするんですけどもね、限られた予算の中で整備することが難しいという状況は理解できるわけですけども、貴重な資源をより有効に活用するために、例えば狭小部とか崩壊部等、特に地元の方が危険

性だとか安全性を求められるようなところ、局部改良というようなことでの通行の利便性というものを取組んでもらいたいと思うんです。そういうことをぜひお願いしたいなと思うということと、それからまた、この神社周辺の環境整備のため、また観光振興にもつながるといようなことから、トイレの整備です。それから、手洗い水程度の水供給施設の整備も望まれるわけなんです。地域林業の振興と地域文化の振興、私、あそこはパワースポットと言えるんじゃないかなと思うんです。明多意神社山頂に、かなり大規模な神社さんが2つあるんですね、並んで。脇町分の神社と、こっちの伊沢分が並んである、そういうかなり珍しい神社でもあるわけなんです。そういうようなことで取り組んでいただきたいと思うわけですが、どうでしょうか。

○議長（出口治男君） 田村建設部長。

○建設部長（田村 豊君） 正木議員の再問でございます。

明多意線の局部改良で取り組めないかということと、観光振興の面からも、頂上のトイレとか手洗いの整備についてというご質問でございます。

当面、明多意線の維持管理につきましては、地元の皆さんのご協力も得ながら、除草作業や局部修繕による道路管理方法で対処をしてみたいと考えております。

なお、明多意山山頂に設置されておりますトイレや手洗い場につきましては、関係部署とも協議しながら、整備の取り組みが可能か、また調査等を行ってみたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 正木文男君。

○6番（正木文男君） できるだけ前向きな、そして地元の意向に沿えるような回答を期待したいと思います。

地域の資源ですね。阿波市内、いろんな資源があります。景勝地であったり、神社仏閣、歴史遺産、史跡、それから私たち地元でお庵っていうんがありますよね、庵っていいですか、そういうもの。それから旧家、それから古木というようなものをやっぱり地域の資源というようにすることで大事にすることというのが地域振興にもつなげると思います。そういう施策もやはり考えていただけたらと思います。

市になって、幅広くなりました。市の中心部から離れた地域もしっかりと大事にする、優しい野崎市政というものを期待して、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（出口治男君） 正木文男君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後0時11分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（出口治男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番香西和好君の一般質問を許可いたします。

香西和好君。

○16番（香西和好君） ただいま議長の許可をいただきましたので、16番、公明党香西和好、平成25年12月議会での一般質問をいたします。

既に通告しております、今議会において4点通告をさせていただいております。1点目に道路交通法の改正について、2点目に自転車安心・安全条例について、3点目に自転車事故の備えた保険について、4点目、林小学校敷地内に設置されている、旧のごみの焼却場について、以上、4点について順次質問をしますので、明快なる答弁を求めます。

まず、1点目の道路交通法の改正についてでございます。

既に皆さん方もご承知のとおり、12月1日のテレビまた新聞等で報道がありましたように、今回道路交通法の一部が改正になり、1日から施行になっております。特に、現在全国的にルール違反、また無免許運転、飲酒運転の後が絶たないということで、罰則が厳しくなっております。無免許運転については、現行の「1年以下の懲役」が「3年以下の懲役」、また罰金としまして「30万円」が「50万円」になっております。また、無免許運転者に車を提供した場合は、「6カ月以下の懲役、15万円以下の罰金」、それが今回「3年以下の懲役か50万円以下の罰金」となっております。また、無免許運転の車に同乗した場合、これも「6カ月の懲役か10万円以下の罰金」が今回改正になり、「2年以下の懲役、もしくは30万円以下の罰金」となっております。

私は、今回の道路交通法の改正に伴い、今述べましたような規則ができましたけれども、特に今回強調して質問したいのは、ご承知と思いますけれども、自転車の通行方法が変わりました、新たに。過去の、路側帯が左右にある場合は、どちらでも通行可の規則でございましたけれども、今回は左側通行に統一されました。また、歩道のない車道ですね、それを線で区切った外側の路側帯を自転車を通る際は、左側通行がルールとなりました。このようなルールの改正を市民の方々、特に私強調したいのは、教育関係の児童・生

徒に一日も早く周知をしたらどうかという思いで、今回質問をさせていただきました。この点について、教育現場の指導、またこういうルールの変更になったことを既に実地指導されたか、また阿波市民全体に対して、総務関係からこういう指導とか、変更になったことを周知されたか。また今回、どのような形でこの変更になったことを周知するのか。以前の平成20年6月にも、交通事故が多いということで、私が一部紹介して、どのような形で周知するのかという要望もさせていただきました。そのときも、自転車の通行方法が変わったということで、自転車が歩道を通行することができる場合は、道路標識等により通行すべき部分が規定されているところを通りなさいと。そしてまた、新たに新しい改正になった一部が、これ自転車が通行できる歩道、歩道ですよ、歩道を通行可能なのは、児童6歳以上13歳未満や、幼児6歳未満が運転する場合、もう一つは70歳以上の者が運転する場合も歩道を通行することが可能という。また、安全に車道を通行できる身体の障害を持つ者が運転する場合、また車道等の状況に照らして、自転車の通行の安全確保をするため、歩道を通行することがやむを得ない場合、こういう法改正が20年になっておりました。

今回も、なぜこの道路法が変わったかと言うと、田舎では余り事故がないんですが、都市部では自転車の事故が今ふえております。それで、昨日の四国放送、またNHKでもニュースでありましたように、12月10日、県においては、県の、これ当然のことですが、年末年始の交通安全運動をスタートされたんです。そのときのニュースには、去年の交通事故死亡者ですね、これが32名なんです、昨年1年間で、交通事故。もちろん自転車の事故も入ってます。本年、10日現在ですよ、昨日現在で45人。ということは、13人昨年よりふえとんです。もちろん自転車事故もふえております。県のほうも、いろいろ交通ルールとか交通マナーとか、そういうパトロールをして指導をするというようなニュースもございました。ほんで、このような痛ましい事故を起こす前に、事前にルールとかマナーを周知して、未然に防ぐために、私は今回質問をさせていただきます。

それで、先ほど言いよったように、どのような取り組みをされるのか、総務関係と教育関係で答弁を求めます。

○議長（出口治男君） 井内総務部長。

○総務部長（井内俊助君） 香西議員のご質問、1項目めの道路交通法の改正についてお答えをさせていただきます。

私のほうからは、1点目の12月1日に施行された自転車走行の変更についてどのよう

に周知していくのかと3点目の一般市民の方への周知については、合わせてお答えをさせていただきます。

ご質問の中でも説明をいただきましたが、本年12月1日から道路交通法が一部改正され、施行されております。改正内容につきましては、これまでの道路交通法では自転車の路側帯通行については、道路の左右どちらかを通るかは定められていませんでした。そのため、自転車同士の衝突や歩行者との接触事故の危険性が高かったため、今回道路の左側に設けられた路側帯に通行を限定するルールに改められました。また、ブレーキ不備などの自転車で公道を走行する違反行為が後を絶たないため、そうした自転車を警察官が検査等を行うことができるようになり、検査拒否や命令違反には罰則規定が設けられています。

本市の自転車の利用状況につきましては、自転車通学の中学生、高校生が大半を占めていると考えられます。そのほかにも、放課後や休日に小学生が活動しております。また、高齢者の方や運転免許を持たない方も、日常の足として自転車を利用されております。このようなことから、自転車の安全利用や事故防止といった交通安全対策の向上を考えていく上におきましても、改正法の内容について市民の方に知っていただくことは重要であり、その周知や啓発に努めてまいりたいと考えております。

道路交通法改正についての周知につきましては、現在徳島県警や阿波警察署において、マスコミを通じての周知やチラシを作成し、啓発を行っているところでございます。

本市におきましても、広報やケーブルテレビによる周知のほか、徳島県警、阿波警察署を初め、交通安全協会や交通安全教育推進協議会などの交通安全関係団体、また学校などと連携し、各種安全教室や交通立哨など、また交通安全キャンペーンなど、機会を通じまして、改正後の正しい交通ルールについての周知徹底を図り、事故に遭う市民の方が一人でも少なくなるように取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 新居教育次長。

○教育次長（新居正和君） 香西議員の教育現場の児童に対しての周知についてお答えいたします。

12月1日から、改正道路交通法が施行されました。歩道のない道路で自転車が道路の路側帯を通行する際、これまでは左右どちらでも通行することができましたが、12月からは、車道と同じ左側通行に統一され、右側通行は違反となります。これによって、自転

車同士の正面衝突や歩行者との接触事故の抑止が期待されます。また、ドライバーにとっても、右側通行の自転車走行と向かい合うことがなくなり、ひやりとしたり、事故に結びついたりする可能性が減ることが期待できます。

今後、阿波市教育委員会といたしましては、校長会などを通じて、小・中学校に対し内容の確認と指導の浸透を図ってまいります。また、警察や交通安全母の会、青少年育成センターなどと連携を深め、児童・生徒の指導につなげていきます。さらに、学校には、教職員だけでなく、保護者にも改正の内容や趣旨を伝え、朝夕の交通安全指導に反映できるよう働きかけます。

阿波市では、2年連続で尊い命が交通事故によって失われました。どちらも、自転車で走行中でありました。道路を走行することは、いつも危険と隣り合わせであることを肝に銘じ、危険を回避するための走行に最大限努力するように周知し、指導を徹底してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 香西和好君。

○16番（香西和好君） ただいま総務部長、新居次長から答弁いただきましたけれども、前回のこの法改正がなって、警察庁交通局から、また交通対策本部から、これ各自治体に来てます。どういう形で、こういうマナーのルールとか、そういう法改正を周知すべきかということで、通達が来ております。自転車の安全利用を促進するため、地方公共団体は、次の処置を講ずるものとする、これ強調して、各市町村に来てとんじやと。ここで、自転車通行するルール及び道路交通法の改正の内容の広報活動に努めること。また、自転車の通行ルール等の周知を図り、このルールの厳守について徹底指導をすること。また、教育現場にも強調して通達が来ておると思うんです。学校、幼稚園、保育所、福祉施設及び社会教育施設等における交通安全教育、自転車利用者が参加する各種の講習のあらゆる機会において、自転車の通行ルール等の周知を徹底することということ。それで、これは前回も答弁いただいとんですが、総務部長答弁、先ほどとよう似とんですが、阿波警察署、交通安全協会、交通安全教育推進協議会、交通安全関係団体や学校と協力し、交通安全講習の会を開催、また交通安全キャンペーン、交通立哨、啓発活動を実施してると、ただいまの答弁とよく似とんですが。また、教育関係では、各小学校で年間を通じて学校安全計画を立て、学校ごとに交通安全教室を開催してると。また、阿波市青少年育成センターの協力、自転車の安全な乗り方、点検整備、交通ルール、交通のマナーの向上を図

り、児童・生徒が自主的に安全行動ができるよう指導していると。私、最初に質問したとおり、こういう答弁の中で、総務部では、交通安全講習の開催、それともう一つは、教育現場で、これ学校ごとに、こういう安全教室をやっとなんですが、これ過去年間通じて何回ぐらいやっとなんですか。それで、1日施行ですから、既にこれやっとなんですか、やってないんですかね、この周知を。どうしてこれを言うかと言うと、先般これもテレビで報道になっとなんですが、12月2日のNHK、四国テレビでOAになっとなんですが、板野高校です。板野高校の生徒会があるんですが、そこで今回のこの改正になった自転車は原則左側になった、原則でなしに、必ず左側。それを違反すると、先ほど言ったように、3カ月以下の懲役か5万円以下の罰金となってます、これ。急には、警告で、こういう規制がすぐ車の飲酒とか、そういう乗用車と違って、すぐに自転車にそういう罰則が科せられるかどうかわかりませんが、5万円以下の罰金と、こうなっとなんです、これ。ほんで、先ほど言ったように、板野高校では、生徒会が、学校の正門で、あれ6人ぐらいおったかですね、今回パネルに書いて、自転車は左側、もちろん警察も来っとなですよ。警察は、路側帯を通行してくる生徒に、これ何人かおいでると思うんです、これ知らんから、今まで通行にね。ほんで、今回の法改正で、自転車は左側になりましたっちなう、この報道が流れっとなんです、既に板野高校では。ですから、今までに阿波市教育関係、総務部関係、やられっとなか。もしかやられてなかったら、県のほうも交通安全、年始も入っとなんですが、いろんな年末年始とか、春とか秋の交通安全期間がありますわね、そんなときにするとか、早くこれを周知してあげなんなら、私も市内各所へ行くんですが、ほとんど知りません、これ法改正。田舎やけん、自転車少ないけんね、都市部のことうたわれとりませんが、法律ちゅうんは、都市部も田舎も関係ありません、市民に周知することは。やっぱり市として、行政として責務があるんです。ですから、今質問したように、もう10日なってます。ほんなら、学校の現場でやられたんか、ぜひやってほしいんですが、生徒にやられたんか、その辺の答弁いただけますか。

○議長（出口治男君） 新居教育次長。

○教育次長（新居正和君） 香西議員の再問にお答えいたします。

県の教育委員会のほうから、こういうパンフレットが届いてまして、これとはまた別に、新聞の記載記事などを利用してまして、学級担任が、生徒たちに、乗ることが変わったことを教えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 井内総務部長。

○総務部長（井内俊助君） 香西議員の再問にお答えをさせていただきます。

市独自で講習会など、一般市民の方への、この法改正についての周知を行っておるかというところでございます。

現在のところ、市独自で市民の方に対する講習会等は行ってはおりません。今後、早急に対応をして、警察署、県警等と連携をしながら、市民の方へ周知を図っていきたいと思います。

なお、交通安全に対する啓発、啓蒙活動につきましては、先ほど申しました徳島県警、阿波警察署や県においてさまざまな交通安全キャンペーンを実施しておりまして、それに呼応して、市や市内交通安全関係団体、また学校などが交通安全運動を推進しております。

交通安全キャンペーンにつきましては、4月、9月実施の全国交通安全運動、5月実施の自転車マナーアップ強化県民運動、7月実施の交通マナーアップ推進月間、また11月実施の高齢者交通安全県民運動や12月実施の年末年始の交通安全県民運動など、年間を通してさまざまな交通安全キャンペーンが実施をされております。

今回の道路交通法の改正の周知につきましては、警察を初め、市内交通関係団体や学校などと連携、協力をしながら、現在しております、例えば春のキャンペーンやさまざまな機会を通じて、改正後の正しい交通ルールについての周知徹底や交通安全の注意喚起を行っていきたいと考えております。ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 香西和好君。

○16番（香西和好君） 今、答弁いただきました。

いずれにいたしましても、今回の法改正の大きなテーマですね、対面通行だからいろんな死亡、大事故が起きとるわけです。それを禁止にして、自転車は左側ということです。都市部では、昨年事故の何倍か起きて、都市部も田舎も余り関係ないんじゃないけど、想定外ちゅうことが、最近いろんな物事で起きるんですが、徳島県でも自転車事故があります、こん中、さっき言いよった発表の中に。

それともう一つ、これこういういろんな表示とかルールは、ただ教育委員会とか総務部だけでなしに、健康福祉部なんか、市全体でそういう周知とか、そういうのに取り組んでいただきたいんです。というのは、これ新聞の記事にあるんですが、こうあるんです

が、高齢者の自転車による交通事故が増加傾向にあり、被害者のみならず、加害者になるケースも続出するなど、深刻な問題になっております。高齢者の自転車利用における意識向上と交通マナーや自転車の安全なとり方などを学ぶ高齢者安全自転車講習会を開催、ある市ですよ、これ。また、昨年10月に警察庁が、こう発表になつとんですが、昨年10月に警察庁が発表した調査結果によると、自転車関連事故の死亡者のうち約6割が65歳以上の高齢者ということが判明しとんです。また、年齢が高くなるほど重症者の割合も多くなる傾向があり、全国的にも高齢者の自転車における交通安全対策の取り組みが関心が全国で高まつとんです。時々、お年寄りが自転車押して横断するときの事故とかね、徳島でもありました、これ何回か。今でもあるんですわ、横断をしたりね。ほなけん、ルールをやっぱり徹底して、周知をせないかん。それで、さまざまなこれ分野で、交通法が改正になって講習とか指導をしとんですが、高齢者には余り行き渡ってないという。特に教育関係、それは自転車の利用者も多いんですが、講習会とか、それやつとんですが、小・中学校とか高校生ぐらいで、成人とか高齢者には、こういう機会はやってないっていう、講習とか指導、ルールが変わったことも。ほんで、福祉部関係でも、これやつとるところが、また今後、やつとふえとんです、ふえてきます、これ。その点だけ、ちょっと答弁いただけますか、この点について。

○議長（出口治男君） 林健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 正二君） 私のほうからは、香西議員の高齢者の交通安全の意識向上対策ということでご答弁をさせていただけたらと思います。

今回の法改正で、私も通常左側通行が当たり前かなと思つたんですが、先ほど法改正ということで、高齢者の観点でちょっと話をさせていただきます。

徳島県におきまして、平成25年11月末現在、高齢者の方が犠牲となった交通事故の割合は69%となっており、自転車事故による死亡者は8人のうち、75歳以上の方が4名の犠牲になっております。

阿波市におきましては、幸い高齢者の方の自転車事故による死亡事故は発生しておりませんが、少子・高齢化や核家族化、過疎化の進行により、平成25年11月末現在の65歳以上の高齢化率29.9、約30%になっております。ひとり暮らしの高齢者は2,347人で、高齢者のみの世帯及び人数は3,988世帯で、5,719人となっております。さらに、子ども世帯と同居していても、日中をひとりで過ごしている、日中のひとり暮らしの高齢者の方も多くおられ、交通手段として、少数の方ではあると思うんですが、

自転車を利用されている方がおられると思います。

なお、高齢者自転車安全運転競技大会が、老人クラブ活動の中で毎年開催されており、高齢者の方自身が、交通安全に対する意識は常に持たれていると思います。しかし、このたびの法改正に伴います自転車の左側通行等の周知に関しましては、先ほど総務部局、また教育委員会部局からもご答弁がありましたとおり、健康福祉部といたしましても、老人クラブの各種活動日及び高齢者参加の行事開催日等におきまして、周知徹底を随時図っていきたいと思っております。

自転車運転時だけでなく、歩行時や車の運転時等、交通ルール全般の意識向上に努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いしたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 香西和好君。

○16番（香西和好君） 法改正の周知徹底をよろしく願いいたします。

この点については、これで終わります。

2点目について質問いたします。

これも、私が、昨年提案したのも、今の第1問目と重複する点もあるんですが、これも全国的に自転車による交通事故が多発しているためです。阿波市も、先進地に、条例をつくって、いろんな事故とかマナーとか学んで、痛ましい事故を防ぐために取り組んでる例を話して、阿波市もこういう条例をつくって、交通安全とか、そういう取り組んではどうかということで提案いたしました。それで、前回の部長の答弁では、全国の調査結果で、京都とか15都市ぐらいがあるというようなことを話されておりました。この条例は、身近で便利な交通手段として多くの人々が利用している自転車についての課題を解決するためです。都市部と、やや田舎の阿波市においても共通する点があるということで、非常に前向きな答弁をいただいております。それで、この提案した阿波市において阿波市の自転車を利用する方の安心のために、阿波市の安心・安全の自転車条例を制定しようと提案いたしましたが、この進捗状況だけ、現在のね、お聞きしたいと思っております。

○議長（出口治男君） 井内総務部長。

○総務部長（井内俊助君） 香西議員のご質問、2項目め、自転車安心・安全条例について、前回要望した自転車事故防止とマナー向上のために阿波市自転車安心・安全条例の制定についての進捗状況にお答えをさせていただきます。

自転車安心・安全条例の制定につきましては、現在京都市を初めとして幾つかの自治体

において制定をされております。各自治体の条例につきましては、それぞれの自治体の実態にもよりますが、条例制定自治体においては、通勤や通学、買い物など、さまざまな場面で多くの市民が自転車を利用しており、自転車にかかわる交通事故の増加、歩行者への迷惑運転横行などの交通ルールやマナーの問題など、おおむね同じような課題のもと制定された背景がございます。

条例制定自治体の状況について、先進地であります京都市について調査をいたしました。京都市では、京都市自転車安心・安全条例が、平成22年12月から施行をされております。この条例制定につきましては、1点目として、人口の約10分の1が学生であり、自転車の利用者が多い。2点目として、昔からの町並みが多数あり、狭隘な道路が多く、自転車通行が危険である。3点目として、観光客が多くレンタル自転車の利用者が多い。4点目として、ドライバーのマナーはもちろんのこと、自転車利用者の歩行者への迷惑運転横行などの交通ルールやマナーの問題などの理由から制定された背景がございます。また、事故の実態として、平成21年度に発生した交通事故の約25%を自転車事故が占めていたことも、この条例が制定された理由のようでございます。また、自転車関係の事故件数につきましては、条例制定後、平成23年度の2,160件から平成24年度は1,760件と、400件減少したとのことでございます。この減少理由につきましては、平成24年4月の京都祇園地区での信号無視による暴走事故や同4月に亀岡市で通学中の児童の列へ自動車が入り込むといった、社会を震撼させる重大な事故が起きたことから、京都府が4月から9月まで交通死亡事故多発非常事態宣言を発令し、官民一体となった交通事故防止に取り組んだことが抑止効果につながったのではないかとのことでございます。このように、官民上げて交通事故防止の機運の醸成や取り組み、とりわけ身近で便利な交通手段として多くの方が利用している自転車の安全利用について普及啓発を図り、市民の安全と快適な生活を確保するためには、条例は一定の効果があり、必要であったとのことございました。

また、先ほど京都市の事故件数について触れましたが、阿波署管内の自転車関係の事故件数についてご報告を申し上げます。

平成23年の阿波署管内の事故発生総件数は252件で、そのうち自転車事故件数は28件、平成24年の事故発生総件数は213件で、そのうち自転車事故件数は18件となっております。本年につきましては、11月末現在の暫定値ではございますが、事故発生総件数は189件で、そのうち自転車事故件数は13件となっております。事故発生件

数、自転車事故件数とも減少傾向にはありますが、昨年の5月に市道阿波中央東西線において、また今年の7月には大規模農道交差点で、自転車にかかわる重大事故が発生し、尊い命が失われました。本市の取り組みといたしましては、徳島県と徳島安全対策協議会が5月1日から5月31日の1カ月間実施をしております自転車マナーアップ強化月間に呼応して、阿波警察署や交通安全関係団体、またACNにより自転車の利用者に対するルールであるとか、自転車安全利用5則の遵守とマナーの向上について周知啓発を図っております。また、今後も事故撲滅に向け、徳島県警、阿波警察署を初め、阿波市交通安全協会などの交通関係団体や学校とも連携を密にしながら、さまざまな機会を捉え、なお一層の自転車の安全利用の促進や啓発などの取り組みの強化を図ってまいりたいと考えております。

自転車安全利用の条例につきましては、現在都市部での条例制定が主ではありますが、議員のほうからご指摘もございましたが、課題については地方でも共有するところでもございます。自転車の安全利用には、ルールとマナーが必要であり、自転車ルールの明文化と周知を図ることは重要であると認識はいたしております。しかし、前回のご質問でもお答えをさせていただきましたが、条例を制定する場合は、理念的な条例とするのではなく、実効性の高い条例にしなければなりません。また、市民の方の熱意、実際に条例として具現化していった以上、啓発、意識の改革が非常に重要でないかと考えております。このようなこともありまして、条例制定先進自治体の実態や条例効果を十分検証し、あわせて本市と同規模の自治体や県内市町村の動向を注視しながら、また本市の実情を勘案しながら、引き続き調査研究をしてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 香西和好君。

○16番（香西和好君） ただいま部長が答弁いただいたように、都市部では相当事故件数が多いんですが、阿波市の田舎ででも、今28件、18件、13件と、こういうデータが、実際事故が起きてるわけなんです。その事故を少しでも、痛ましい事故を、当事者は大変苦しんでいますよ。家族はもちろん一生、兄弟も一生、皆苦しむ思いを一生持ち続けて、人生を送っていかないけません。相当な精神的な苦痛なんですよ、これ。いつ我が身に降りかかるかわかりません。たとえ、件数は少ないんじやから、そういうことで、重大な事故とか、こういう痛ましい事故を少しでも減らすために、調査研究をしていただい

て、できたら阿波市において条例ができて、できるとこないですね、事故件数が減ったなどと言われるようなときを私期待しとんです。ですから、前向きに検討していただいて、取り組んでいただきたいことを要望して、この2点目の質問はこれで終わります。

それでは、3点目に入らせていただきます。

これも、自転車事故に備えた保険ということで、全国的にこれも非常に関心が高まっております。普通の大きい乗用車とか車には保険が、自賠責保険とか任意保険とかついておるんですけど、余り全国的に自転車の保険は関心がございません。我が市も、そういう余り関心がないと思います。ですけれども、万が一というか、想定外の事故があった場合には、こういう形で自転車が相手にけがをさせた場合、加害者の立場になった場合は、5,400万円とか5,000万円とか、実際にこれあるんですよ。こういう賠償が判決が下つとんです、判決が。大きい金額ですよ、これ。なかなか賠償大変ですよ、この金額は。ですから、こういう事故が起きる前に、事前に、特に通学してる児童にも、これも先ほどと同じですが、都市部も田舎も、これ関係ございません。いつ事故が起きるかわかりません。ということで、提案をさせていただいております。

現在、阿波市においては、特に教育関係ですが、登下校時や授業中、学校管理下で受けたけがとか障害、死亡については、保険は掛けられとんです。市内の幼稚園、小学校、中学生は、日本スポーツ振興センターの災害共済保険に、これ全員加入しておると伺っております。保険の掛金は、幼稚園児が295円、保険の掛金ね、ほんで負担金、これが210円を自己負担して、市が85円を負担しておると聞いております。どういう計算で、295円のうち、市が85円負担になったんかわかりませんが、85円市が負担をしておる。これは、幼稚園ですよ。小・中学生の掛金は945円、自己負担が500円、市が445円負担。死亡の場合は2,800万円、これも交通事故ちゅうのは、100・0とか10・0でなしに、過失相殺ってのがありましてね、なかなか保険の支払いになったら面倒いわけなんです、責任がある、お互いに、事故の場合は。ということで、最高の場合2,800万円、死亡の場合はあると、そういう保険が今掛けられておると聞いております。私が強調したいんは、今言いよった、何千万円もの賠償がある例を挙げて、阿波市の通学している児童に阿波市が負担をしてでも保険を導入してはということを提案いたしました、要望。これについて、現在は、これ前回のあれですけど、自転車保険は、徳島県PTA連合会の保険で2種類あると伺っております、2種類ね。1つは、小・中学校総合保険制度、学校内の日常の暮らし等、総合的に保障する個人賠償責任の保障、障害保障、熱

中症とか危険の保障、それでまた自転車事故等となってます。これは、次長、よう聞いてみてくださいよ、これ1つ目はね。掛金は、年額5,000円から1万3,000円までの4種類ある。それでまた、個人賠償責任保障は、5,000万円から2億円ちゅう、1つの保険、1番目の。もう一つの保険は、自転車総合保障制度で、自転車での登下校を初め、自転車搭乗中の事故に対しての保障、掛金が2,500円と4,000円。個人賠償責任保障は1億円と2億円となっておると、こう伺っとんです。ほんで、私がお聞きしたいんは、最初述べた保険と2種類ありますわね、後で教えてほしいんですが、最初私が提案したときは、9%ぐらいの加入が、次第に周知徹底していただいて、ありがたいことに、大分保険に加入者がふえておるんですが、これどちらの保険を提供しとんか。私、強調したいんは、加害者になったときの保険をまずは強調しとるわけなんです。そこらをちょっと踏まえといてください。ほんで、24年3月時点の市内の中学校の自転車通学の生徒は、全体の96.5%に当たる1,017名で、そのうち通学用自転車の保険加入者は92名、加入率9%。そして、24年9月時点では、自転車通学の生徒は全体の97%、992名です。そのうち、保険加入者は235名、加入率23.7%であります。こういうような答弁をいただいとんです。非常にこれありがたいことなんです、保険者ふえるということは。

ほんで、ここでお聞きしたいんですが、まず1点だけ。

まず、今の状況だけちょっと教えてくださいませんか、ふえた、現在の。

○議長（出口治男君） 新居教育次長。

○教育次長（新居正和君） 香西議員の自転車事故に備えた保険について、自転車事故に備えた通学児童の保険加入の状況はということで答弁させていただきます。

繰り返しになりますが、もう一度言わせていただきます。

阿波市内の学校では、徳島県PTA連合会推奨の保険を推奨しており、この保険には2種類ございます。1つは、小・中学校総合保障制度でありまして、学校内における限られた時間のみならず、日常の暮らしの中で直面するさまざまな危険を総合的に保障するもので、個人賠償責任保障、障害保障、熱中症、被害事故保障などに対応しております。また、プランによりまして、学校管理下動産保障、地震津波保障などにも対応しております。掛金につきましては、5,000円から1万3,000円まで、4種類ございまして、保障金は5,000円から2億円。もう一つは、自転車総合保障制度で、自転車での登下校を初め、自転車搭乗中の事故に対して保障するものでございます。掛金につきまし

ては、2,500円と4,000円があり、保障額は1億円と2億円でございます。

阿波市内の学校では両方の保険を推奨しておりますが、保護者のニーズということで強制できないのが現状でございます。

平成25年12月1日現在、生徒数は1,014名ですが、そのうち97.9%に当たる993名の生徒が自転車通学でございます。保険の加入者は、小・中学生総合保障制度に加入の生徒は87名、自転車総合保障制度に加入の生徒は157名で、合計244名となっており、加入率は年々増加傾向にあります。

先ほど議員もおっしゃいましたが、保険の加入率につきましては、平成23年度が9%、平成24年度が23.7%、平成25年度が24.6%となっております。加入率が、平成23年度は9%でありましたが、入学説明会や参観日など、機会あるごとに保護者に対して保険の周知に努めてまいりました。その結果、24年度、25年度は加入率が上がっております。

今後も、教育委員会といたしましては、加害者となった場合の経済的負担の軽減のために、保険の周知に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 香西和好君。

○16番（香西和好君） 再問いたします。

ただいま答弁いただいたんですが、今2件の保険の種類を質問したんですが、私が言ってる、加害者になった場合の保険の、これも入っとんですね、いけるんです。この1点目の保険の種類と2件目の掛金が違うんですが、この種類で、加害者になった場合の保険が適用になるんですか。それだけ、再度お聞きしたいんと……。それだけ、今の2種類の保険の。

○議長（出口治男君） 新居教育次長。

○教育次長（新居正和君） 両方の保険で、加害者になってもいけるということです。

○議長（出口治男君） 香西和好君。

○16番（香西和好君） ありがとうございます。

できるだけ、周知を徹底いただきまして、任意とはいえ、痛ましい事故を事前に、事故が起きた場合の対策として保険は非常に大事になるんで、加入率向上に努めていただきたいことを要望して、この点の質問は終わります。

それでは、最後の4点目でございます。

林小学校の敷地内北側に設置されている焼却場について、この点について質問をいたします。

現在、工事も終わってとんですが、耐震工事が行われておりました関係上、私も何度となく現場に足を運ばせていただきました。そのときに気がついたのが、裏通りになって通行もほとんどないような道路なんで、目につきにくいんです。正面でないから。そこに、担当の方もご存じなんですが、設置になってから約四十二、三年になろうかと伺っておるんですが、焼却場があります。今は、全然使っておりません。これが、高さが大体、昨日雨の中私も現場はかってきました、メジャー持って。ほったら、大体2メートル90センチぐらいあるんです。ほんで、半分からはブロックでやっとなんですが、下のほうは心配ないんですが、その半分からは、コンクリートで斜めにかさ上げて、最終は煙突みたいな形でなってる構造なんです、焼却場が。高さもあるし、ごみの投入口が大体23メートル30センチぐらい、私も上がって確認しました、あるんです、ごみを入れるところが、下をあけて、灰のかき出し、上は2メートル30センチぐらいありましたから。そこへ上るのに、コンクリートで階段を4段設置してます、階段。その半分からはコンクリート部分が非常にひびが入ってとんです。ほんで、正面のところは、それも確認したんで、3センチぐらいに広がってます、縦に、こう。それでまた、投入口には、40センチぐらいの角の投入口があって、そこで鉄製のふたがあるんです、鉄の。ほんで、ふただから、丁番っていうんですかね、昔の丁番がついてます。それも、腐って済んどったんです。私、中をのぞいてみようと思うて、その鉄製の扉をあけようとしたときに、もう少しで自分の足に落としかけるようになったんです。非常に危険なものなんです。ほんで、この焼却場を全然使うことないんで、何ぼ裏通りとはいえ、今学校のほうでも危険なんで、周囲に近寄らないようにというふうな、周知はしとると伺っています、危ない、危険だから。私は、もっと防護柵でもして、完全に近寄らないようにしてほしいんです、事故起きたら大変だから、責任も問われるし。ほんで、この焼却場を一日も早く撤去してほしいんです、早急に。その点についてと、もう一つは、この市内に、各小学校ありますよね、教育施設もあるんですが。このような形の焼却場がどの程度あるんか、それをまず答弁願います。

○議長（出口治男君） 新居教育次長。

○教育次長（新居正和君） 林小学校敷地北側に設置されているごみの焼却場について、現在使用されていないので、早急に撤去しては、2つ目に、ほかの小学校の状況はどうなっているのかについて答弁させていただきます。

林小学校のごみ焼却炉は、昭和46年に学校職員の手作業により現場でコンクリートで作られたもので、縦横1.6メートル、煙突を除く高さは2.5メートルの焼却炉でございます。現在、学校では、焼却炉周辺へ近寄らないよう周知を行っているところでございます。

次に、ほかの小学校の状況はどうなっているかでございますが、その他の幼稚園、小・中学校のごみ焼却施設の状況につきましては、市内で6カ所あります。金属製の既製品を設置しているのは、柿原小学校、林幼稚園で、コンクリート製の焼却炉を設置しているのは、土成、伊沢、大影の各小学校と土成中学校の4カ所となっております。

次に、学校施設以外の社会教育施設の設置状況につきましては、金属製の既製品は、大俣、久勝、伊沢、林の各公民館4カ所に、コンクリート製のものは、市場香美教育集会所に設置されており、教育委員会が所管する学校施設及び社会教育施設に設置されているごみ焼却炉は、合計12カ所となっております。

今後は、調査を行った上で、早急に撤去を行いたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 香西和好君。

○16番（香西和好君） ただいま次長、答弁いただきました。

この調査ですね。1点だけ。調査をどのような内容の調査をするのか、早急につちゅうん、ありがたいこと答弁いただいたんですが、いつごろに撤去されるのか。私、たまたま林小学校だけしか見てないんですが、今言いよった、今各所の小学校が全然見ておりません。金属製でもコンクリート製でも見ておりません、今後見てみたいと思うんですが。私は、林の今現在見ていたところを今強調して言うんですけど、これ以前にダイオキシンとかの問題もかなりあって、勝手に行政がさわれんっていうようなことも聞いて、そんな調査結果もせないかんちゅうなことを伺っております。それで、どういう形で調査するか。また、早急にですから、当初予算で予算組んでいただいて、のけていただけるのか。今言いよった、市内のそういう焼却施設、一度に全部かかるのか、それとも優先順位つけて、まず危険なところを順次こうやっていくのか、優先順位つけてするか。ダイオキシンの問題あるんだったら、その検査を全部やるのか、やって一斉にかかるのか、その点も答弁願います。

○議長（出口治男君） 新居教育次長。

○教育次長（新居正和君） 香西議員の再問にお答えいたします。

調査につきましては、廃棄物処理法による調査となります。

予算につきましては、新年度で予定しております。のけるのは、一度にのけると考えております。

以上でございます。

○議長（出口治男君） 香西和好君。

○16番（香西和好君） 再問いたします。

部長、今私が述べましたように、非常に物が危険な状態でございますので、いつ児童がさわって、崩れ落ちるかわからない状態なんがあるわ。今鉄製のさっき話出たんですが、鉄製のちょうつがいも外れて落ちかけとる分を、今白いロープっていうんかね、ビニールのやわらかい、荷物こん包するようなロープでくくっております。あれも、撤去するなり、早急に調査して、かかってください。一遍にやらなくても、危険なところから優先順につけてから、大変ですから。それを強く要望して、私の質問を終わります。

○議長（出口治男君） 16番香西和好君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩します。

午後1時55分 休憩

午後2時07分 再開

○議長（出口治男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番松永渉君の一般質問を許可いたします。

8番松永渉君。

○8番（松永 渉君） 議長の許可を得ましたので、8番松永渉、一般質問を始めたいと思います。

まず、新庁舎建設についてでありますけれども、行政改革の本丸であります新庁舎建設工事が進む中、完成後の新庁舎を活用した仕組みづくり、ソフトの部分なんですけれども、箱建設と同時に、箱の中身、ソフトづくりに取り組むということでありましたので、今どれぐらいの進捗状況になっているのか、答弁を求めます。

また、新庁舎建設による行政改革効果額1億6,700万円の活用策を何か考えているのか、答弁を求めます。

○議長（出口治男君） 井内総務部長。

○総務部長（井内俊助君） 松永議員のご質問、1項目めの新庁舎建設についてにお答え

をさせていただきます。

私のほうからは、1点目の新庁舎の組織、機能整備状況についてのうち、新庁舎の組織についてと2点目の行財政改革効果額1億6,000万円の活用策についてにお答えをさせていただきます。

最初に、新庁舎に向けての組織についてでございます。

本市のこれまでの組織機構体制について申し上げますと、平成17年の合併時は、5部4局34課、職員数が495名体制でスタートをし、19年度には4部4局29課1室、職員数が473名となっております。また、平成22年度には5部4局29課、職員が424名体制とし、現在は5部4局29課、職員数が395名体制となっております。

合併後、市民サービスの低下を招かないよう、分庁方式による行政運営を行いつつ、毎年4月の人事異動に合わせ、組織機構についても、社会情勢、市民ニーズの動向により検討、見直しを行ってきておりまして、現在の組織機構となっているところでございます。

次に、現時点における新庁舎完成時の組織機構についての検討状況についてでございますが、副市長を委員長とした阿波市機構改革検討委員会におきまして、社会情勢の変化に対応し、新たな行政課題や住民の多様なニーズに即応した施設に対応できる体制となるよう、見直しについての協議を行っているところでございます。また、現在各部長、局長、課長、主幹を交え、組織機構についての各部局における検討内容についてヒアリングを終え、取りまとめを行っているところでございます。各部局のヒアリング結果に基づき、検討委員会でさらに協議を行い、市民にわかりやすく、簡素で効率的な組織体制となるよう協議を行っていきたいと考えております。

今後の組織機構の検討方針といたしましては、厳しい財政状況や定員適正化の推進に伴う予算や人員の減少に対応するほか、これらの行政改革の視点に基づいた組織機構の改革を行う必要があると考えております。

来年末の新庁舎完成時における組織機構につきましては、総合計画に基づく事業を推進し、住民サービスの向上が図れるよう、また効果的で効率的な行政運営が可能となるよう見直しを行う必要があると考えております。新庁舎への移転が平成26年12月末と、年度途中となる予定であることも考慮しながら、適切な機構改革となるよう検討していきたいと考えているところでございます。

次に、2点目の行政改革効果額1億6,700万円の活用策ということでございます。

新庁舎の建設につきましては、従来より、重複事務の解消、効率的な事務執行による職

員数の削減、庁舎間移動による直接的な経費と事務的なロスの解消、維持管理費の削減等により、年間約1億6,700万円の削減が見込めると試算し、後年度の建設に伴う借入金の返済や新たな施設の維持管理費に係る費用を差し引いても、なお5,000万円程度の財政効果はあると説明をしてくれているところでございます。

この新庁舎建設に係る5,000万円程度の財政効果につきましては、平成28年度から激変緩和措置として削減が始まる交付税額の減収に対応するための大切な財源であると考えております。また、この財源は、貴重な一般財源として、少子・高齢化対策を初めとする福祉関連政策など、総合計画に基づく市の拡充施策の実現に生かしていきたいと考えているところでございますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 出口庁舎建設局長。

○庁舎建設局長（出口芳博君） 松永議員の一般質問にお答えいたします。

私のほうからは、1点目のご質問の新庁舎の組織、機能整備の状況のうち、機能整備の状況につきましてご答弁をさせていただきます。

新庁舎の機能整備の状況につきましては、これまで分庁舎方式により行政機能が分散配置されておりましたが、新庁舎の建設により、行政組織が集約配置されることに伴い、関連性の深い市民部と健康福祉部が同一フロアの中で、ロビーを挟んでの対面執務が実現いたしまして、迅速で連携のとれた行政運営が可能となり、効率的で一体的な行政サービスが提供できると考えております。

また、来庁者の多くが、戸籍住民票関係の届け出や交付及び税務関係の証明であるという現状を踏まえ、これらの業務をワンストップ窓口として1階メインエントランスの近い場所に設置することによりまして、わかりやすく機能的に市民の皆さんの用件に対応することができると考えております。

一方、新庁舎における新たな市民サービス機能への取り組みといたしましては、1階ロビー待合付近にフロアマネジャーを配置いたしまして、市民の皆様が来庁される際の用件に対しスムーズに手続が行えるよう手助けをしてまいりたいと考えております。

そのほか、ユニバーサルデザインの考えのもと、段差をなくし、接客部分のカウンターにつきましては、ほとんど全てを対面式のローカウンターといたしまして、車椅子利用者を初め、誰もが使いやすいように設計しております。

また、プライバシー保護の観点から、個室の相談室を主要部分に設けるとともに、子ども

も連れの市民のために、庁舎棟に子どもの遊び場となるキッズコーナーや交流防災拠点施設棟には、子どもトイレや授乳室を設けまして、利用者の利便性を高めたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 松永渉君。

○8番（松永 渉君） 今答弁をいただきまして、組織機構については、今検討委員会で検討しておるといことですが、あくまで庁舎が一つになりますので、連携というか、縦割り行政を排除して、部課横断的に寄り合って、市民サービスを向上させる、そういうような組織にしていきたいなと思っております。

それから、機能整備については、ワンストップ窓口、フロアマネジャー配置、ユニバーサルデザイン、ローカウンター、キッズコーナー、どこの新しいところでも、そういうものができてきてますんでね、その機能を十分に活用できる、利便性を高められる利用、そういうふうに取り組んでいただきたいと思います。ただ、その上に、阿波市独自の機能活用にもやっぱり知恵出してほしいなと思っております。

1点だけ、ちょっと再問。

フロアマネジャーを置くということですが、この人数は何人ぐらいにされるのかと、この人の仕事内容、どういうものなのかっていうことを再問いたします。

それと、行政改革額1億6,700万円、最初のころは5,000万円だということ、貯金ですかね。基金に積んで、今後の市民サービスの維持に努めるというような話ですよね。ではないんですか、何か。ただ、庁舎できて喜んで、僕や執行部の方は喜んでるけど、市民の中には、やっぱり庁舎に多くの錢使うて、これからサービスが低下して、負担が増していくんじゃないかとか、庁舎建設の言うときに、その部分の説得が一番使うたんが1億6,700万円、合併するとそれだけ減るんだよというところで理解もろうてきた部分が多いんです。逆に、ほんまに庁舎建てた上に、この5,000万円でこういうサービスを上げましたというような、何かそういうアピール性のあるものに本当は使って、市民のより深い庁舎建設に対する理解度を上げるということに使ってほしいなと思います。これは、要望なんですけど。

特に、自分自身の、要するにソフトをどう充実させるかっていう観点から言うと、本当は職員は近くなったけど、住民はやっぱり本所へ行くの遠なるんです。だから、そこいらのサービスを上げるとか、日曜日働きよる若い衆が、日曜日も開いてますよっていう、そ

こいらの経緯にするとか、この庁舎建設によって不利点を受ける分を何かしてくれたらええかなとは思ってます、正直。

ただ、自分が一番やってほしいんは、臨時職員の正職化なんですよ。要するに、臨時職員の給与改革をやってもらって、臨時職員を正職化することは、阿波市の人口をとめることになるんです。それと、阿波市の公務員の再生のやっぱり原動力になると思いますんで、この点についてはやっぱり話長くなりますんで、また時間があつたら、後でこの部分については。今、検討をお願いしとくだけにしときます。

それでは、再問の部分だけお願いします。

○議長（出口治男君） 出口庁舎建設局長。

○庁舎建設局長（出口芳博君） 松永議員の再問にお答えしたいと思います。

私のほうからは、フロアマネジャーの役割、それとその配置人数はということにつきましてお答えをいたします。

新庁舎における市民サービスの機能の向上を図るために、新たな取り組みとして、1階ロビー待合付近にフロアマネジャーを配置いたします。その役割といたしましては、来庁された市民の皆様への用件に対しまして、適切に担当窓口への案内をしたり、また必要に応じて、記載台での関係届け出書の書き方のサポートを行うなど、来庁者のニーズに対し、幅広くかつきめ細かいサービスが行えるように努めたいと考えております。

また、その配置人数といたしましては、現在のところまだ最終決定はしておりませんが、新施設であるということを考えまして、複数人数の配置が必要になるのではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 松永渉君。

○8番（松永 渉君） 今答弁いただきましたが、フロアマネジャーについては、単なる案内人でなくて、要するに書き方とか、お年寄りに丁寧に場所を教えたり、やり方とかするということでもありますよね。

昨日かしら、稲岡さんも言いましたように、フロアマネジャーについては、やっぱり優しい人、おもてなしの心を持った人。ただ、もう一つ言いたいんは、セールスマンになってほしいところもあるんですよ。来訪者の世話だけでなしに、やっぱり市のことをよく知った人が多分なるんだろうから、行政業務、阿波市ってこうだよっていう発進力、そこへも出ていけるような人にしてほしいと思っております。これは、要望なんで、また考えてく

ださい。

行政改革の本丸である新庁舎建設の役割は、最少の税金で最大の行政サービスを行う人材と仕組みをつくることにより、市民サービスの向上を目指すことだと思っています。やっぱり箱以上の中身、日本一の行政組織と行政機能を構築を期待して、次の質問に移ります。

次に、第1次総合計画についてであります。

阿波市においては、平成19年に「私の阿波市プラン」第1次阿波市総合計画が策定され、前期、後期の基本計画、実施計画のもと、多くの事業が行われています。第1次阿波市総合計画の進捗状況について質問をします。

7年目ですかね。だから、あと3年すると10年が来ます。そのときに、阿波市の未来像ですかね、「あすに向かって人の花咲くやすらぎ空間・阿波市」にならなきゃならないですよ。そこへ、どこまで行けたのかなど。今、これに向かって、未来像に向かってどれぐらいの進捗率であるんか。7年を超えました。

それともう一点は、基本計画の検証と講評についてであります。

総合計画のもとに、30以上の基本計画や実施計画が策定され、事業が推進されています。個々の事務事業については、行政評価制度によって評価、講評されていますが、基本計画や実施計画の検証はどのように行っているのか。また、基本計画の進捗状況、実績評価や見直し、講評は、いつ、誰が、どのような方法でやっているのか、質問をいたします。

3点目には、地域環境総合計画、これ平成18年から総合計画の中では基本目標の美しい環境のまちづくりの中で、環境基本計画の策定を図りますって書かれているんですけども、これがずっとそのままになっているんです。ほとんどの基本計画できた中で、この分だけが今残ってんですけども、この理由というものは何なのか。

以上、3点、答弁を求めます。

○議長（出口治男君） 井内総務部長。

○総務部長（井内俊助君） 松永議員のご質問、2項目めの第1次総合計画について、1点目の進捗状況と2点目の基本計画の検証と講評についてにお答えをさせていただきます。

第1次阿波市総合計画につきましては、地方自治体が策定する、自治体の全ての計画の基本となる行政運営の総合的な指針となる計画であり、10年間の地域づくりの方針を示

す基本構想、5年間の行政計画を示す前期、後期の基本計画、3年間の具体的施策を示す実施計画で構成をされております。本市の第1次総合計画は、平成19年度から28年度までの10年間となっております。基本計画は、基本構想で定めた将来像や施策の大綱に基づき策定をされております。平成24年度からの後期基本計画は、前期基本計画の達成状況や直近の市民ニーズの動向、新たな時代の潮流を踏まえまして、今後推進する主要施策や具体的な数値による成果指標を定めております。実施計画は、基本計画に示した主要施策に基づき、具体的に実施する事業や事業費を定めたものでございます。計画期間は3年間として、ローリング方式により、毎年見直しを行い、進行管理を行っております。

ご質問の1点目、進捗状況についてでございます。

前期基本計画、平成19年度から23年度に掲げられた203に上る主要施策について、平成24年度からの後期基本計画の策定に合わせて、各課に照会し、その達成状況及び残された課題等を取りまとめを行っております。全体評価としての結果は、100点満点中66.7点となっております。基本計画には6つの章がございますが、章別に比較してみますと、第2章、安全・安心のまちづくりが73.7点でありまして、この章は、保健、医療、地域福祉、子育て支援、高齢者施策などに関する項目であり、合併後、子育て支援を初め、高齢者施策などに力を入れて取り組んできた結果でございます。

続いて評価が高かったのが、第1章、人が輝くまちづくりで、71.4点であり、この章は、学校教育、生涯学習、スポーツ、芸術、文化などに関する項目であり、学校教育及び施設の充実など、教育文化分野の施策に取り組んできた結果でございます。

また、6つの章で評価が最もひくかったのは、第5章、産業が発展するまちづくりで、54.8点であり、この章は、商業、工業、観光、雇用などに関する項目であり、産業分野が低かった理由としては、雇用勤労者対策、観光振興、工業振興、企業誘致などの施策の達成度が低いため、評価を下げる要因となっております。これらの進捗状況や残された課題等を初め、社会経済情勢の変化や市民のニーズの動向を十分に踏まえながら、「あすに向かって人の花咲くやすらぎ空間・阿波市」を効果的に実現するため、後期5年間のまちづくりの指針として、後期基本計画を作成いたしました。

次に、2点目の質問の前期基本計画の検証と講評についてでございます。

検証については、先ほど述べました各課による点検報告を初め、市民3,000人の方を対象として、市民ニーズを把握するためのアンケート調査を行い、まちの各環境に関する満足度などで検証を行ってまいりました。この中で、前期基本計画の進捗状況が把握し

にくかったことを受け、後期基本計画では、よりわかりやすくするために、政策ごとに位置づけた成果指標を設け、事業の進捗が把握しやすいようにいたしております。この目標指標をもとに、まちづくりの進めぐあいを評価するとともに、その結果を踏まえて、市の事業や取り組みなどの効果や改善策、また各主体の活動や取り組みなどの効果や改善策などを検討し、それぞれの事業展開や活動に反映をしております。

また、行政評価との関係についても、第1次阿波市総合計画に掲げられた施策及び事務事業のうち、住民生活に直接かかわりが深い事務事業を全職員で洗い出し、これらが本当に住民生活の向上に役立つよう効果的、効率的に行われているのかをチェックするとともに、事務事業から施策と段階的に評価を進め、点検評価を行っております。

これらの講評につきましては、阿波市のホームページの中で、総合計画後期基本計画策定のための前期基本計画点検評価報告書と総合計画後期基本計画の中で、市民アンケート調査結果報告書、事務事業評価報告書として掲載をさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 石川市民部長。

○市民部長（石川春義君） 松永議員の2項目めの第1次総合計画についての中の3番目、地域環境総合計画の策定のおくれでございますが、我が国の環境行政は、公害対策基本法、自然環境保全法の2つの柱で枠組みがとられておりましたが、その枠組みでは不十分ということで、環境保全についての国の基本方向を示す法律として環境基本法が制定され、環境基本計画が策定されております。国の環境基本計画では、エネルギー資源の枯渇、地球温暖化、廃棄物の大量発生など、21世紀初めの緊急課題として環境政策の転換が図られ、循環、共生、参加などを長期的目標に掲げられるところでございます。徳島県においても、県の環境基本条例に基づきまして、徳島県環境基本計画が作成されております。環境保全にかかわるさまざまな取り組みが進められております。このような国や県の基本計画や環境基本条例を作成されている中で、阿波市についても、環境基本条例や公害防止条例などは作成されておりますが、総合的に環境問題の処理が多ございまして、全市的な環境保全の指針となる地域環境総合計画の策定がおくれておるのが現状でございます。

今後におきましても、阿波市総合計画に基づいた、環境重視の特色あるまちづくりを総合的、計画的に進めるために、調査研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 松永渉君。

○8番（松永 渉君） 評価については、「あすに向かって人の花咲くやすらぎ空間・阿波市」、5年間の評価が、100点満点中66.7点という。ただ、「あすに向かって人の花咲くやすらぎ空間」って言われても、今回後半で成果指標をいろいろつくったみたいですけど、これ以上な評価指標をつくっているのかなと思うんですよね、最終的な目標に対して。自分が考えるんは、「あすに向かって人の花咲くやすらぎ空間」っていうことは、明日に向かって人がいるんだから、多分この評価されるべきもんは、産む力ですね、出生率、それと人口動態です。人口がどんどん減っていきよんのに、「あすに向かって人の花」が咲くはずがないだろうと思う。

それともう一つは、「やすらぎ空間」というところは、少なくとも社会保障制度がどうなかな。社会保障制度が、阿波市は、ほかの同じような地域に比べて整っているのかどうかっていうんが、多分指標になる。その社会保障制度の一番底にあるという、要するに人がようけふえると同時に、阿波市のこの10年間皆さんの所得はどこまで上がってきたんでしょう。この2つがやっぱり、僕にとってはですけど、この指標でないかなと思ってます。

さっきも言いましたように、じゃあ再問ですけど、人口増加や所得の向上が必要であると思うんですけども、将来像の「あすに向かって人の花咲くやすらぎ空間・阿波市」の成果指標の中に、今僕が言ったようなことは入っているのかどうか。また、この成果指標そのものがあるのかどうか。

それからもう一点は、前期基本計画評価報告書を見ますと、例えば今さっき最低とか最高の得点数を言われました。最低であった、産業が発展するまちづくり、54.8点なんですよ。ところが、この基本計画のまちづくりっていうんは、そんだけ低いんですけど、このために行ってる、一番下の事務事業、32の事務事業が行われています、これを目指して32の事務事業。ところが、この事務事業っていうんは、お金、人件費も出てきますし、どんだけの経費を使ってやったっていうんも全て出てきますし、目標が出てます。この32事業のうち、現状維持が29なんですよね。方向改善が、3なんです。要するに、この目標でやってる、ここの部分、下の事業については、点数に直しゃあ90点なんですよ。ところが、その目標になってる部分の、今度達成感の評価になってきたら54点。じゃあ、その上はどうなんだっていう話もあるんで、要するに、一番下の行政評価ばかり

やらずに、やっぱり検証の仕方を上の目標にとって、達成度がどうなのか。下の事務事業は100点や、でもその目的となってるところでは50点の成果か上げてないという部分が出てくるんで、もう一つ評価の方法を見直すべきだと考えますが、この2点について再問をお伺いします。

○議長（出口治男君） 井内総務部長。

○総務部長（井内俊助君） 松永議員の再問にお答えをいたします。

ご質問の内容は、1点目として、将来像「あすに向かって人の花咲くやすらぎ空間・阿波市」の実現には、人口の増加や所得の向上が必要であるとする、市の将来像の成果指標は何かという点と、2点目として、基本計画の目標達成から見た各事務事業の検証の見直しという点でございます。

最初に、市の将来像の成果指標ということでございます。

ご指摘をいただきましたように、確かに人口の増加や所得の向上を図ることは、市民の幸せにつながることでと思います。市にとりましても、交付税はもちろん、自主財源や地元の産業、経済など、さらには児童、学校教育、保育、そういう広い面での影響も大きくあらわれてくる、大きな要因でございます。市内においては、産業や経済の低迷、少子・高齢化や人口減少が予想以上に進んでいるほか、さまざまな問題がございます。今後、こうした重点課題を中心に、各分野ごとに阿波市らしい魅力あるまちづくり施策を推進する必要がございます。

市の将来像についての成果指標は何かとのご質問でございます。

1つの指標として、市民の満足度や市への愛着度が上げられるのではないかと思います。後期総合計画策定の際に実施をいたしました市民アンケートにおきましては、阿波市に愛着を感じるという人の割合は80.8%で、前回の75.0%より5.8ポイントアップし、定住意向については、住み続けたいという人が85.7%と、市に対する愛着度、定住意向はかなり強いことがうかがえます。

本市の将来像は「あすに向かって人の花咲くやすらぎ空間・阿波市」でございます。市民の方が、阿波市に愛着を感じ、これからも住み続けたいと思うこと、そういう思いを持つ人が多くいることも、市の将来像に対する一つの成果指標になるのではないかと考えるところでございます。

次に、2点目の基本計画の目標達成から見た各事務事業の検証の見直しということでございます。

事務事業評価の評価点に比べて、総合計画の評価点が低いのはなぜかということがございます。

事務事業評価につきましては、実施計画などに定められた個々の事務事業について評価を行うものでございます。例えば、総務課で申しますと、公文書適正管理事務、情報公開個人情報保護事務など、小さな単位で現実に取り組んでいる事務事業についての評価を行うものでございます。そのため、達成度等については、ある程度の評価点数としてあらわれやすくなると思います。一方、総合計画は、福祉、環境、建設など、市の施策全般についての計画でございます。課題を抱え、取り組みのおくれている分野などがある場合には、全体としての達成度の評価点はどうしても低くなる傾向がございます。総合計画の中で、評価点の低い、取り組みのおくれている分野の事務事業を洗い出し、課題解決に向け、既存事業の見直しや拡充を図ったり、新たな視点で新規事業に取り組むことが大切なことだと考えております。また、そのことにより、市民満足度を高めることにもつながるのではないかと考えるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 松永渉君。

○8番（松永 渉君） 総合計画っていうもんは、一体何なのかなと、今の答弁聞いておったら思うんです。最初の答弁のとき、何か基本となる、一番高いレベルのものだっていうのに、下の事務事業が100点満点ですよ、その次のが構想、ほんで最終的な目標に使って、これはこまいけえ100点満点で、こっちへ行ってこまくなるのは当たり前じゃないような感じさえ受けるような答弁。確かに、一つ一つの事務事業っていうのは、現在一番銭使ったんですよ。人件費が何ぼ要って、どんだけの経費を使って、100点満点のものをいっぱい作り出してる。でも、本当の意味のまちづくりにそれがつながっていない部分があるんだったら、上から見て切っていくべきなんです、これからの厳しい時代なんです。それが、さっき言いよった交付税、18億円になってくるけん、どうしますか。じゃけん、ここが一番です。この目的は、下がっていくんが当たり前やと言う。そういうもんでは、僕は、ないと思う。

もう一点、上から見えないうんは、僕は思うのは、成果指標っていうもんが、余りにも抽象的だと。だから、出ないんです。さっきも言いましたように、愛着とか満足度ではかりますとか言いますでしょう。僕、貧乏やったけんよく言われたんは、満足が一番の財産だと。おまえら、たまにかすし食えるんだけえ、1回食ったら、ごっつい満足を得

て、ええなど。丁寧に食いよるやつは、うまいともあると。こういう抽象的な話じゃなくて、やっぱり僕は一番上のところを、さっき言うたように、やっぱりこの言葉、「あすに向かって人の花咲くやすらぎ空間・阿波市」って言うんだったら、やっぱり人口はどんどんふえて、子どもはいっぱいできて、それで所得も皆この10年間で上がってきましたよというところを指標にしとけば、そこへつながりやすいんです。ちなみに、時代が時代なんで、それができているとは僕は思っていない。ただ、そのことについて簡単に言いますと、人口については、前期5年間で1,761人減ってます。それから、合計特殊出生率、これは13年1.3人ですかね、ほんで23年が1.39、0.09ふえてます。ただ、言いたいことは、扶助費1.4倍、さっき誰かが扶助費ふえたねっていう話しよりました。子育て支援の社会保障なんかも、ごつつうふえてるんです、ここ数年。ところが、子どもを産む力にならない。そこにつながっていない。ここが問題なんですよ、どこに錢使うて、どうつなげていくかっていうこと。最初の、さっき僕が、臨時職員を給料を改正してくれって言ったのは、そこなんです。そら100人の職員がやめて、5億円浮きました。100人の臨時が入って、5,000万円要るようになりました。ただ、僕、臨時……。さっき吉川さん、200人全部をどうせえって言うんじゃないんです。要するに、若い子で、なおかつこれから結婚とか、それから子育てする人は、やっぱり給与改革つくったげなさい。今子どもが少ないんは、結婚した人は2.05産んでんですから。問題は、既婚率なんです。結婚しない。その中でも一番大きな問題が、臨時で身分保障がない。非正規の人が、非婚率の何分の1になっている。だから、そこをやってくださいよっていうんが、最初の話なんです。それはそれとして、ちょっと飛びましたんで。だから、どこへお金使うたほうが、最終的に子どもを産ますとこへ持っていくかというんも、さっきのように、一番上の目的さえはっきりしとったら、下で何の事業をやっていくかっていうんがわかってくると思う。

それから、所得に関しては、5年間で阿波市の課税対象所得マイナス15万円減ってます。それから、市町村推計においては、5年間で24万円減ってます。これは、今の時代なんで、それが阿波市が頑張っていないというような話ではないと思うんやけど、要するにそういうとこへ指標を置いたほうがいいんじゃないですかっていう話なんです。これについては、また考えてもらうということで結構でございます。

ちょっと忘れてた。ごめんなさい。地域環境何やったね。おくらしているから、調査研究をする。総合計画って、19年につくったときに、これ一番大事じゃけん、するかせんか

研究するよね、調査研究。5年間たったら、5年目にも1番目に出てますよね。後期計画の中でも、策定っていうのは、一番最初に出てますよね、美しい環境のまちづくりの1番に出ますよね。一体これからもうあと3年間なのに、何の調査研究をして、策定するんですか。これから何の調査研究するんですか。おかしいと、僕思うんですよね。ただ、多分環境基本条例の中に策定せえという文言が、うちに入っとんですね。そのために、ここへ入れとかなしやあないんね。多分、それで入ってきたんやと思うわ、最初は。これを計画をつくって、つくったからどうしようやという話でなしに、そこがただこの環境基本計画策定すると、やっぱり部長も思うとるかもわからんのやけど、多分委託費が200万円も300万円もかかると思います。書いた餅つくって、何ぞ使わんのやったら、経費の無駄です。だったら、条例のほうを削ったらええんですよ。あれ3月議会で、条例のその部分を削るとか。ただ、僕が言いたいんは、全ての計画がそうやけど、総合計画でもそうやけど、行政が全部つくるんですよ。その中へ、阿波市の特徴を現場の皆さんが入れていく。特徴を入れていくときに、美しい環境のまちづくりをするための中の一つにこの基本計画って入ってるから、ただ美しい環境のまちでできた野菜が売れますよ、美しい環境のまちで子育てとか子どもたちを育てる方向へ持っていくですよ、阿波市は、津波とか竜巻が起これん安全なとこやから、定住者をふやしますよとか、太陽光の安全なエネルギーを使います。だから、300万円使うて、もし調査研究をするんなら、300万円使うて何千万円になる、本当にさっき誰か言いよったけど、それが実際に動いて市民のためになるような計画やったら、そこは十分に研究して本当策定してほしいと思います。書いた餅だけで終わるんじゃないやったら、条例を削ってください。ちょっときついことも言いましたけど、僕としては、そう思っております。まとめになりました。

阿波市においては、「あすに向かって人の花咲くやすらぎ空間・阿波市」の未来像に向けて、総合計画のもと、多くの事務事業を積極的に、精力的に取り組んでいることはすばらしいことだと思います。ただ、末端の事務事業が基本計画の目標の達成にどのような役割を担い、成果を上げたかを検証することは、阿波市の未来像実現を効率的に、効果的に推進するためには必要だと思います。市民参加による基本計画の実績評価方法や講評の方法を早期に見直すことを要望しておきます。

また、地域環境基本計画については、地球温暖化、放射能、PM2.5等大気汚染など、地球規模の環境問題が広がり、市民の生命や財産が脅かされている中、あらゆる環境問題を市民との協働で取り組み、美しい環境のまちづくりを総合的、計画的に進めるため

にも、地域環境基本計画の早期策定を期待しております。

次の質問に移ります。

災害時の議会連携についてであります。

今年の10月18日、自治体議会の災害対応と題して三好市のほうで議員研修がありました。今後想定される東南海地震など、大規模災害時の議会の責任と役割についての研修でありました。人や施設が大量に被災する大規模災害では、議会機能が停止する可能性があります。災害直後の議員や事務局職員が被災者になった場合、議場の確保や議員の定足数、予算の議決、議会運営をどうするのか、今の議会の災害対応の研修でありました。

今後、議会としても、議会の中でもやっぱり防災計画の策定を考えなければならないような状況かと思っております。今回の質問は、阿波市の防災計画の中には議会の位置づけがありませんが、大規模災害や台風などの中規模災害に対して、理事者は災害に対する議会連携をどのように考えているのか、見解をお聞かせください。

○議長（出口治男君） 井内総務部長。

○総務部長（井内俊助君） 松永委員のご質問、3項目めでございます。

防災対策についての災害時の議会運営についてにお答えをさせていただきます。

（8番松永 渉君「連携」と呼ぶ）

議会連携について、失礼をいたしました、お答えをさせていただきます。

市内において大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、防災対策を総合的かつ迅速に行うための組織として、災害対策本部を設置することとなっております。本市の災害対策本部は、災害対策基本法に基づき、地域防災計画の定めるところにより、市長を本部長とし、市職員や消防団長で構成をされております。また、災害の状況に応じて、自衛隊、警察や医療機関といった関係機関の派遣要請をすることになります。また、この災害対策本部が大災害時に機能するため、昨年から実施をいたしております、阿波市総合防災訓練の中に、災害対策本部訓練を取り入れて実施をいたしております。職員はもとより、陸上自衛隊、阿波警察署、医師会等、災害対策本部関係団体の出席をいただき、災害時の情報収集や指揮命令系統など、災害対策本部が機動性を発揮し、災害時に適切に対応するための確認訓練を行い、災害に備えるための意識の共有を図っているところでございます。

災害時の議会との連携ということについてでございますが、現在本市の災害対策本部の構成につきましては、議会からのメンバーの方は入っていないのが実情です。したがいま

して、災害時は、議員個々の活動になってまいります。全国の自治体の中では、組織的な活動ができるよう、議会独自で議会对策本部設置要綱を策定し、災害時行動マニュアルを定めているところもあるようでございます。

平成23年3月に発生しました東日本大震災のような大災害時には、議員個々の安否確認や居所確認、また連絡体制を確立することは大切であると考えております。本市の現状としては、災害発生時には、居住する地域での情報収集や地域の消防団、自主防災組織との連携協力、また被災の状況を報告していただくことなどが考えられます。いずれにいたしましても、災害時には執行機関と市議会が連携を密にし、相互の協力体制のもと情報を共有し、対応していくことは非常に重要であると考えております。このようなことから、災害発生時には、災害対策本部から議会へ双方向の情報伝達や共有を図ることができるよう、今後議会事務局を通しまして、協議、ご相談をさせていただき、災害対策に万全を期してまいりたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 松永渉君。

○8番（松永 渉君） 防災対策や災害対応は、執行権を有する理事者の仕事であります。我々議員も公僕として市民の生命と財産を守らなければなりません。特に、突然発生し、住民の生命と財産を脅かす災害については、議会も理事者と連携し、災害対応に積極的に取り組まなければならないと思っております。

答弁の中にもありましたように、災害発生時には、災害対策本部から議会への双方向の情報伝達や共有を図ることは、議会のチェック機能や関連予算の議決など、議会の機能上も必要であります。また、防災計画の中で、議会の位置と役割の構築についても、理事者と協議、協力が必要でありますので、今後よろしく願いして、私の質問を全部終わります。

○議長（出口治男君） 8番松永渉君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時56分 休憩

午後3時11分 再開

○議長（出口治男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番池光正男君の一般質問を許可いたします。

○14番（池光正男君） 議長から指名がございましたので、これから一般質問を始めさせていただきます。

1点目は介護保険制度について、2点目に公共事業入札について、この2点を質問をしてまいりたいと思います。

介護保険についてですけれども、この秋に介護保険制度見直しの議論が猛スピードで始まりました。厚生労働省の社会保険制度審議会介護保険部会っていうんですか、そして社会保障制度改革国民会議というところで、8月28日から開始して11月27日までに取りまとめを行う日程を発表していたところであります。

安倍政権が消費税増税と一体で実行するのは、社会保障制度改、これ悪くするんですから、改悪と私は言っておりますけれども、こういったプログラム法案骨子を決め、臨時国会での成立を目指し、その具体化を進めていることを受けたものであります。厚労省の予定どおりに進めば、2015年からの実施を目指し、来年の通常国会へ介護保険法が提出されることになります。今回の見直しで、厚労省は、要支援者、全国で150万人もの保険外しを初め、低所得者までに照準を当てて、容赦ない給付削減と負担強化の大改悪をしようとしているわけであります。

そこで、介護保険制度についての、この制度ができてから13年になります。40歳が来れば、介護保険料を自動的に支払いをしなければならないことになっております。当初から人気の悪い制度でありました。介護を受けないのに保険料が要る。掛け捨てになる。一生介護を受けない人にとっては、公平でない。無駄であるというように、矛盾も含んだ制度でなかったかと思えます。また、国民年金受給者の多くの方から、年金が少ないのに、介護保険料を引かれたら、どんだけも残らない、生活が厳しいという意見が出されているのも事実であります。介護保険料を安くしてほしい、高齢者からも要望が出されております。

介護保険給付費は、65歳以上の方が1割自己負担で介護サービスを利用でき、残り9割が給付費で、国、都道府県、市町村の税金で50%、40歳以上の加入者の保険料で賄うようになっております。介護サービスを受ける高齢者は、2000年4月の149万人から2010年4月では403万人の膨らんでおります。65歳以上から支払う全国平均の保険料を見ても、平均です、2,911円から4,160円に上昇しているということでもあります。

1点目の本来介護保険見直しを国はしようとしているんですけれども、その内容につい

て聞かせていただきたいと思います。また、2点目に、阿波市は実施に向けてどうされるか、答弁をしていただきたいと思います。

○議長（出口治男君） 林健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 正二君） 14番池光議員の介護保険制度について、1点目が、介護保険制度の見直しを政府はしようとしているが、その内容について、2点目が、阿波市は実施に向けてどういうようにされるのかの2点についてご答弁をさせていただきたいと思います。

まず、1点目の介護保険制度の見直しを政府はしようとしているが、その内容についてのご答弁をさせていただきます。

介護保険制度は、平成12年制度発足以来、地方分権の試金石として市町村みずからが保険者となり、介護保険制度事業計画、今回も事業計画あるんですが、第1期から第5期、今現在は第5期の計画に基づいて保険制度を運用しております。生活するのには、なくてはならないものとして、定着をしております。

先ほど、池光議員のほうからおっしゃっていましたが、認定者が少ないということでございますが、介護保険のできた趣旨は、ご自宅で家族が介護ができない、家で面倒見るのは大変だということで、平成12年に介護保険制度が発足しております。その中でも、平成17年は大きな改革があり、平成18年度から阿波市地域包括支援センター、今介護保険課の西にあります、それが直営で開始されております。内容は、介護支援や高齢者の支援が主でございます。その内容の地域支援事業が創設され、介護給付や、また予防給付といった個別給付とは別に、要介護、要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態となった場合にも、可能な限り地域において自立した日常生活が営むことができるよう支援するためのサービスを提供するものでございます。

国の動向についてでございますが、国においては、平成27年度の介護保険制度改正に向け、現在、先ほど池光議員がおっしゃってございました社会保障審議会等の中で地域包括ケアシステムの構築と介護保険制度の持続可能性の確保の2点を基本的な考えとして、制度の充実と重点化、効率化を一体的に行う改正を現在検討しているところでございます。

サービス提供体制につきましては、各市町村の地域の実情に応じた地域ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直しとして、1点目が在宅医療、介護の連携推進、2点目が認知症施策の推進、また地域ケア会議の充実、生活支援、介護予防の充実が上げられています。

次に、重点化、効率化を図ることを目的に、要支援1、2の介護予防給付については、訪問介護、最初は全体を市町村のほうにと行ってましたが、訪問介護、通所介護のサービスが地域支援事業、今の案ですが、市町村の総合事業として移行するように言われております。

また、特別養護老人ホームの入所につきましては、中重度者、現在は要介護1から5でございますが、改正の予定では、要介護3以上の認定者の重点化が上げられております。ただ、認知症等でご自宅で見れない場合は、1から2でも特別養護老人ホームに入所できるような文言で、今検討中でございます。

次に、費用負担については、保険料の負担の増大の抑制策として、低所得者の1号保険料の軽減強化、所得や資産のある人の利用者の負担の見直しとして、一定所得以上の所得者、利用者等の負担の見直しを予定しております。また、補足給付の見直しとして、資産等の勘案が上げられています。

以上、主な項目を現在での市の改正点であると報告させていただきます。

次に、2点目の阿波市は実施に向けてどういうふうにされるのかということについてご答弁をさせていただきたいと思っております。

団塊の世代が65歳となるのが2015年、平成27年、75歳となる方が2025年、平成37年に大幅な高齢化社会を迎えるようになっております。本市としましては、まだ国より具体的な改正内容、内容が具体的には示されておりませんが、今後の国の動向と法案確定を注視しながら、本議会で介護保険特別会計補正予算におきまして、12月補正で平成25年から26年度における第6期介護保険事業計画策定に向けての予算をお願いしているところでございます。その中の議決をいただきましたら、市内在住の要支援、要介護者及び一般高齢者の方を抽出による日常生活ニーズ調査をまず実施し、次に第5期介護保険事業計画、現在の現状分析をするとともに、その結果に基づき、継続して必要な事業と今後必要なサービスにつきまして、高齢者の該当者の数も推計を行いながら、介護保険法に準じた介護保険事業給付サービスと阿波市が行う地域支援事業等のサービスを提供していきたいと考えております。

流動的な国からの今後の情報を的確に把握して、予防給付等に移行されるサービスについては、市町村の状況に応じた判断期間、移行期間が2年ほどあります、平成27年から28年、最終的には29年までですが、その中で、先ほど心配しておりました要支援1、2の対応を図ってまいりたいと思っております。

阿波市の高齢者の実情に即した効果的、また効率的なサービスの提供ができるよう検討を行い、介護保険制度改正によるサービス低下につながらないように、また家族、介護認定者にできる限り住みなれた地域で最後まで尊厳を持って、自分らしく安心した生活が送れるよう、利用者の家族の老後生活の不安の軽減につながるように第6期保険事業計画を構築していきたいと考えております。

以上、本市の考えを示させていただきましたが、平成16年の秋ごろ、行政側に示されると思います。国の動向等が確定し、県からの指導方針等が示され、それに準じて平成26年度において阿波市の第6期介護保険事業計画策定委員会、計画を立てたとき委員を先行して、委員会をしております。介護保険事業の改正内容について、数回の審議を重ねて、具体的な阿波市の平成27年度からの法改正を示していけると考えておりますので、ご理解をいただけたらと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） 今、部長のほうからサービス低下につながらないように、一生懸命努力するというところで、前向きの姿勢で行かれること、本当にこれからこういった改正でなくて改悪に対して、よくするというところで努力していただきたいと思います。

今、この新聞社で、こういうふうには要支援者切り捨て懸念、量や内容低下、不安の声と、こういう見出しで発表されております。この中で、介護の必要が低い、要支援1、2の介護保険サービスの一部を全国一律から市町村事業に移行する、国の見直し案に対し、徳島県内の要支援者から地域格差が生じるのではとか、今までの同じサービスが受けられるのかというような不安が出ているということでもあります。また、介護保険制度の見直しの内容が報道され、関係者に最大の衝撃となったのは、要支援者からの介護保険給付の取り上げになるということでもあります。介護保険制度には、身体状況に応じて最も軽度な要支援1から最重度の要介護5まで、7つの認定段階があります。そのうち要支援1、2と認定されているのは、全国で154万人、そのうち約100万人が予防給付として訪問介護やデイサービス、訪問介護、訪問リハビリステーションなどを利用しています。要支援2であれば、認知症対策のグループホームの利用もできるわけでありまして。9月4日の介護保険部会に厚労省が示した案は、要支援1、2の人に介護保険が実施されている予防給付は段階的に廃止し、市町村が行う地域事業に移しかえと言われております、提供されるサービスは、全国一律の1類内容運営基準単価等によるのではなく、内容、料金設定な

ど、市町村の裁量で決める、担い手はボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人など、効率的に活用するというものでありますが、必要な支援が受けられない事態も、国の責任を放棄してしまいまして、市町村に丸投げせられても、高齢者の生活を支える援助は継続できるのでしょうか。また、介護保険サービスの給付事業は、その質を担保にするため、人員、職員の資格、施設、運営など、厚労省が定めた全国一律の基準にも基づき実施されています。人員、運営等の基準も示さず、市町村に事業を丸投げするのは、財政難の自治体が事業メニューを絞り込み、ボランティアなど専門職以外に任せるなど、費用を削減することも当然考えられます。地域生活に必要な不可欠な支援が受けられない事態になりかねないと思います。その中で、ボランティアに専門家の代替、公的介護保険サービスの代替を求めること自体、これ誤りであると思います。訪問介護を担うホームヘルパーが行う援助は、単なる家事の代行ではありません。利用者との関係を築きながら、生活援助を行う中で、心身の状況や生活環境に応じて働きかけ、生活への意欲を引き出す専門職であります。また、ボランティアには、行政から独立した独自の役割があるはずで、軽度といっても、認知症の初期症状や体の不自由さ、疾病など、さまざまな生活の困難を抱えている中で、ヘルパーなどの専門家の援助を受けることで何とか在宅で生活を維持しているのであります。特に、認知症の人は、初期に専門的なケアがなければ、急速に悪化する場合もあります。まさに、命綱であり、それが取り上げられれば、重度化、重症化、また地域の生活の破綻を招きかねないと思います。要するに、わかりやすく言えば、介護利用者に対する負担を、今までどおりより重くしてしまう。軽度な人は受け入れられないようにする。そして、国は、地方自治体に、今申し上げたように、丸投げする。介護保険料は値上げをする。国は、そういったことで予算削減をやっていこうとする方針で私はあると思います。

今、部長のほうから答弁がございましたけれども、阿波市においては、厚労省に言いなりにならないように、今までどおり介護全般のサービス低下にならないように、また特別養護老人ホームの入所基準も、今までどおり入所ができるように努めていただきたいと思います。

以上で介護保険についての質問は終わっておきます。

続きまして、公正な入札制度の運営のあり方とはということで、質問をいたします。

阿波市発足以後、今までにたびたび公共工事に係る入札制度の改革が行われてきました。ここでは、まずこれまでの阿波市発注の公共事業に係る一連の入札制度改革について

て、その経緯や理由、そしてそれぞれの改革が実施された後に、実際の入札制度運営にもたらした影響や効果について、また阿波市発足当初、阿波市発注の公共事業工事入札においては、予定価格の3分の2相当額の固定型の最低制限価格が設けられたようですが、後に予定価格の70%半ば程度相当額に最低制限価格が引き上げられているようであります。この最低制限価格引き上げの理由と経緯はいかなるものであったのでありましようか。そしてまた、この件に関して、誰が、あるいはどの機関で当該入札の変更が決定されたのでありましようか。この改革は、阿波市にとってどのような効果があったのか、評価について答弁をしていただきたらと思います。

次に、2度目の入札改革として、平成21年度からは、最低制限価格が固定型から変動型へと変更されています。この変動型における最低制限価格決定の方法は、いわゆる平均額型最低制限価格制度と言われるものであります。このときの固定型から変動型への入札制度変更に係る経緯なり理由はいかなるものであったか、答えていただきたいと思います。また、当該入札制度への変更によって、所期の目的を達成できたのでありましようか。阿波市にとってどのような効果があったのかということでもあります。

3度目の入札制度改革は、平成23年度6月以降に実施されたもので、平均型最低制限価格制度それ自体は維持するものの、最低制限価格算出式の上昇率に変更を加えていました。つまり上昇率をアップさせるという上方改定をし、その分最低制限価格を底上げさせるための入札制度改革でありました。このときの改革の経緯についてもお答え願いたいと思います。それと、阿波市にはどのような効果が発生したか、評価されたということもつけ加えていただきたいと思います。

4度目の入札制度改革は、この上昇率のみの上方改定であった直後の二、三カ月後に変更された、すなわち平成23年9月以降に実施され、現在も実施されている方式であるランダム係数による変動型最低制限価格へと入札制度を変更しております。

ランダム係数による変動型最低制限価格制度は、予定価格の83.125%から84.125%のわずか1%の範囲内でそれぞれ入札物件ごとにランダム最低制限価格を決定するという、いわゆる変動型最低制限価格の一種であります。そして、このランダム係数による落札決定の入札制度のもとでは、予定価格の83.125%から84.125%のわずか1%の範囲内に、入札業者をして、その入札行為を半強制に誘導するものとなっているように思います。そのため、入札参加業者は、各自の企業努力による完全な自由競争入札をさせてもらえない、しかも落札者決定に当たっては、誰が落札するかは、まさに宝くじに

当たるかのごときものであると言われております。このような特徴を有すると言われるランダム係数の変動型最低制限価格へと入札制度を変更したことについての理由を明らかにされたいと思います。

それと、2点目の最少の経費で最大の効果を上げる入札制度のあり方とはということで、最少の経費で最大の効果を上げる入札制度のあり方について一連の入札制度改革を見てきましたけれども、この改革の都度、最低制限価格それ自体を引き上げられております。今、なぜ最低制限価格の引き上げの必要性があるのか、答えていただきたいと思えます。

3点目に、市民にわかりやすく、談合の疑念の余地がない入札制度のあり方とはということで、市民にわかりやすく、談合の疑念の余地がない入札制度のあり方について、理事者側の見解を伺いたいと思えます。

納税者である生活者市民全体の利益を優先に考えた、公正、公平で、しかも最少の経費で最大の効果を上げる、経済的、効率的な入札制度にするための工夫について、これまでの阿波市ではどのような基本的な考え方のもとで入札制度に係る行財政運営を展開されてきたのか、それに対する評価について答えていただきたいと思えます。

以上、簡潔なお答えで答弁をしていただきたいと思えます。

○議長（出口治男君） 井内総務部長。

○総務部長（井内俊助君） 池光議員のご質問、2項目めの公共事業入札についてで、1点目の公平、公正な入札制度のあり方、2点目の最少の費用で最大の効果が上がる方法とは、3点目の市民にわかりやすい、理解ができる、また誤解のないようにしなければならないというご質問にお答えをさせていただきます。

最初に、1点目の公平、公正な入札制度のあり方についてでございます。

公共工事の調達につきましては、公平、公正な入札制度であることはもちろん、競争性や透明性の確保、地元業者の育成、談合その他の不正行為の排除、効率的コスト削減、さらには品質の確保などが求められております。これは、納税者からの視点で言えば、当然のことです。

入札制度のあり方につきましては、阿波市のみならず、全国の自治体においてもさまざまな状況や課題を抱えながら、常に改善に向けての見直しが行われているところであります。この方法が正解であるという、弱点のない取り組みが続いているのが現状でございます。

阿波市では、副市長を委員長とする阿波市入札制度改善検討委員会を設置し、より適正な入札制度となるよう検証及び改善などを実施してきているところでございます。平成17年4月の阿波市誕生以降、毎年のように入札制度については、要項の改正、制定等を実施してきております。先ほどご質問にありました最低制限価格等の改善につきましても、この入札制度改善検討委員会において議論をし、改正をしているところでございます。その中でも、入札参加者にとりまして大きな要素を占める最低制限価格制度についてです。最低制限価格につきましては、阿波市では、地方自治法施行令167条の10第2項及び阿波市財務規則109条の規定によりまして、合併当初から設けております。合併当初の設定基準は、設計金額の3分の2程度で、入札前に金額を事前公表をしておりました。その後、平成20年度に設計価格の76%程度での設定に変更しております。

議員からのほうのご質問にもありましたが、平成21年度からの電子入札の導入時には、徳島県の運用基準に合わせ、変動型最低制限価格制度を導入しております。これは、各入札者からの応札金額によって最低制限価格が変動するような仕組みとなっており、応札価格の平均が高くなると最低制限価格も高くなり、平均が低くなると最低制限価格も低くなります。理論的には、予定価格の79.3%から85%となっておりました。また、平成23年度には、この制度の計算方法に係る係数を変更し、83.1から85%といたしました。さらに、平成24年度からは、ランダム係数を用いた固定型の最低制限価格制度を導入いたしました。設定基準は、予定価格の83.125から84.125%の間に設定することといたしております。

次に、2点目の最少の経費で最大の効果が上がる方法ということでございます。

価格と品質の間には、一定の相関関係が想定されているところであります。例えば、非合理的な低入札価格で落札した案件については、請負業者は企業としての経費削減を強力に実行せざるを得なくなり、それが不良行為や欠陥工事を発生させる危険性を高めるというものでございます。また、工事内容を厳密に積算することなく、安価な入札を行うような業者に工事を委ねることが、不良行為等を引き起こす可能性を大きくする点も指摘されているところでございます。

公共工事の低入札は、このような工事の品質の確保に支障を及ぼしかねないだけでなく、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるものであります。国民の安心・安全の確保や建設業の健全な発展を阻害するものでもあり、阿波市では、最低制限価格制度を導入し、いわゆるダンピング対策を講じているところでござい

す。先ほど説明いたしました最低制限価格の改正経緯も、このような理由から対応してきた結果でございます。

工事の品質確保につきましては、工事の適正な履行を確保する観点から、工事監督員の研修会の実施、工事現場における段階確認実施要領の制定などによりまして、品質確保のための現場体制強化の取り組みを行っております。また、企画課においては、各工事現場への抜き打ち的な立入調査を実施し、適正な工事施工の確保に努めているところでございます。さらに、請負業者としても、より品質が確保されるよう、竣工検査時に工事成績評定要領による工事ごとの評定点をつけております。また、優良工事表彰制度も制定するところであり、これらの結果は、今後実施される総合評価落札方式の入札において、評価項目として取り入れる予定としております。このことは、請負業者にとっても、より一層品質確保の取り組みを意欲を向上させるものと期待をしているところでございます。

次に、3点目の市民のわかりやすい、理解ができる、また誤解のないようにしなければならないということでございます。

入札制度自体は、できるだけ純粋でシンプルな制度を目指し、契約における公正な競争を実現できるもの、透明性が確保できることを基本とすべきであると考えてはおります。しかし、市として採用する制度である以上、産業の振興、中小企業支援、地元企業の育成、雇用の確保などの諸施策との間での調整が必要であると考えております。また、当然のことながら、入札談合や不正行動があってはならないと考えております。

阿波市における入札や契約情報の公表につきましては、阿波市入札契約情報公表要綱により、発注の見通しに関する情報、入札予告表、入札結果表、契約結果表などを積極的に講評しているところであります。また、ホームページにおいては、入札関連の要綱、要領、運用基準などを公表し、透明性、公平性の確保に努めているところでございます。

建設業は、地域の雇用を支えるとともに、災害発生時の対応などに大きな役割を果たしており、地域における健全な建設業の育成は、重要な課題でもあります。景気の後退や公共投資全体の縮減等により、建設業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にございます。今後におきましても、公共工事が公平な競争と地元経済への配慮を両立させるための入札制度となるよう、時代にふさわしい公平性、競争性、透明性、地域性などについて調査研究を続けてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） 今、部長のほうから答弁をいただきました。私とは、少し考え方が違います。再問に移らせていただきますけれども、少し長くなりますが、ご了承願えたらと思います。

まず、言葉の定義から見ておきたいと思います。

公正という言葉の反対語は、不公正とか不正であります。入札制度運営あるいは公共事業工事入札に係る行財政運営における不正行為の最たるものは、何といても、入札の談合であります。したがって、入札談合などの不正行為がない状態にある入札制度運営が公正な入札制度運営であるべき姿であるとは疑い得ないものであると言えましょう。そして、こういった不正行為などがなく、公正な入札制度運営とは、公共事業工事の入札において、業者間で企業努力による自由競争が十分に完結して行われるものとなっているかどうかと表裏の関係にあると思います。阿波市において、発足以来、数々にわたる入札制度改革が行われてきました。それによって、公共工事入札における競争性の徹底を目指した取り組みが具体的に進展してきたと言えるものでありましょうか。

阿波市の一連の入札制度改革なるものは、一方で透明性、公正、競争性を確保しつつ言いながらも、どちらかという、過度の低価格受注の防止、公共工事の品質の確保や下請へのしわ寄せの防止をより一層図るため、最低制限価格の引き上げを図ってきたと言っておりますけれども、これは本質的には業界の保護に当たるのではないかと私は思います。要するに、この一連の入札制度改革は、こういうふうな育成と言いながら保護であったのではないかと思います。そういうことで、最低制限価格の引き上げは、私はよくないと思います。そして、そもそも公共工事とは一体誰のためのものかという視点で、またその視点を起点にして、その延長線上において公共工事法制ないしは公共工事入札に係るルールの構造のあり方を論じるという姿勢であります。この点については、独占禁止法の学者である楠茂樹さんという方がおられます。その方の議論を展開されるので、ちょっとここで紹介しておきたいと思います。公共工事とは、国民、住民のために行う社会資本整備活動であるとするならば、公共工事は国民、住民のニーズに沿うものでなければならぬし、国民、住民が公共工事から得られる利益を最大化するようになさなければならない。発注機関は、国民、住民から財産を税金という形で預かり、その利益を最大化するように行動することが求められる。受注機関は、契約者選定を行う際、この視点を無視することは許されない。公共工事とは、あくまでも国民、住民のためのものである。競争上の圧力を受けない受注者が、受注者同士を競い合わせ、そこから得られる利益を最大化しよ

うとする、そういった行動が公共調達なのであると言われております。公共工事とは、一体誰のためなのかについて、独占禁止法の学者である楠氏は、以上のように論じられております。例えば、契約者、工事請負業者をどのように選ぶのかは、公共調達、公共工事入札の最大関心事である、そこで最も重視される視点は、競争性であると主張されております。そういった競争による経済が原動力あることを否定するものは、現代社会では皆無であると言ってよい、競争は誰も最もよいものやサービスを提供できるのが発見されることとなるし、それらが存在することで、誰もができる限りよいもの、サービスを提供しようとするモチベーションを高めるというメリットがある。したがって、競争が公共調達において重要原因であるということは、自体疑いないと思います。

それと、その中で総論的なレベルでの論点を見てきましたが、こういう公共工事とは一体誰のためなのか、そして公共工事法制ないしは公共工事入札に係るルールの構造のあり方について、こういういったことで発言させてもらいました。阿波市の一連の入札制度改革とその方向にとって私はちょっと異なるんでないかなと思います。そういったことで、理事者の見解も少し伺っておきたいと思います。

それと、まず今さっきから部長のほうから言われました、地元業者育成や優先の問題と地域要件、ランク制の問題について、公正取引委員会内部の研究会報告によると、地方公共団体において講じられている地域振興のための施策を進めるに当たっては、地元企業の健全な成長、育成と地域経済の活性化を図っていく上で競争を確保していくことは不可欠であると指摘されております。入札契約適正化法等に言及し、事業者間の競争を確保するためには、受注再度に応じて講じられる各種の方策についての情報が公開され、透明性が確保されていることが極めて大切であるとも指摘されております。こういった研究会報告では、競争性を確保していく観点からは、引き続き地方公共団体に対して地域要件の設定により、過度に競争性を低下させるような運用にならないように求めていくと主張されております。こういった根拠として、同研究会報告では、地方公共団体などにおいては、地方自治法施行令契約の性質または目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うために特に必要があると認められるときに限って、地域要件の設定が認められていることにすぎなことを掲げられております。したがって、透明性を確保する観点から地域要件を設定する場合には、同法施行令を満たしていることを説明する必要があると強調されております。いわば、こういった入札参加の固定化の防止や十分な入札参加者を確保し得る限度で運用されるべきであると言っているわけであります。そういうことについても、理事者側の答

えを言っていたきたいと思います。

それと、地元業者育成や優先の問題と地域要件の問題に関連して、ランク制の問題にも、ここで簡単に触れておきたいと思います。

ランク制についても、行き過ぎた運用が行われる場合には、事業者のみ組み分けを補足し、競争を制限する効果を持つことから、競争性を確保していくためには、業者が固定化しないように、同一ランクにおける十分な事業者の確保に配慮するとともに、ランクを統合していくといった見直しをふだんに行っていく必要があると、公正取引委員会内部の研究報告会では主張されております。この研究報告会のランクの統合に関する議論に対するお答えもしていただきたいと思います。

それから、設計価格が2,000万円や3,000万円程度なら、それほど高度の技術力が求められている工事には含まないという業者の声を耳にしております。したがって、競争性の確保、促進の観点から、設計価格が数千万円程度の工事規模で、しかも高度な技術が求められているとは考えられない性質の工事に係る入札案件については、ランク制を廃止もしくはランクの統合をして、それぞれの入札案件において入札業者をふやした上で入札を執行すべきではないかと考えますが、それも答えていただきたいと思います。

それと、長くなりますので、短く簡単に言うておきたいと思います。その中で、最低制限価格に満たない価格での入札を自動的に契約の対象外とする最低制限価格制度については、事業者の企業努力による低い価格での落札の促進として公共工事の品質の確保の徹底の観点から最低制限価格を適切に設定していくことも受注者の審査体制の整備を図りつつ、低入札価格調査制度への移行を進めることが適当であると考えられると思います。こういった形で、ダンピングの問題も出てきましたけれども、かつて国土交通省調査室で研究論文を発表されていた亀本和彦氏が、以下のような議論を展開させているので、ここで申し上げておきたいと思います。亀本氏による、まずダンピングの判定は、価格面だけで行うことは困難で、多方面の事項の総合的な調査に基づいて判断する必要がある場合が多いと言われております。また、業界関係者がダンピング受注防止を声高に主張するときには、同時に地元優先、中小企業尊重の主張がなされる場合が多く、これらの主張の背後には、業者関係者の受注調整へのノスタルジアやコスト削減努力への嫌悪感が感じられるとも言われております。さらに、ダンピング受注の防止のためには、最低制限価格制度や低入札価格調査制度の適切な運用及びその運用手法の充実等により対応できれば足りるのであって、決して競争政策の緩和によって対処すべき問題ではないと主張されております。

長くなりましたが、まだこれいっぱいありますけれども、最後にこの3点のことですけれども、最少の経費で最大の効果を上げる入札制度のあり方とは、今部長のほうから答弁もありましたけれども、最低制限価格の引き上げがなぜ必要だったのかということであります。また、この最低価格の引き上げを行ったために、落札価格の底上げが実際図られてきました。したがって、阿波市の一連の入札制度改革の実質的には、少なくとも結果的には、今さっき申し上げました業者育成と言いながら保護に当たるのではないかと思います。

それから、3点目に、市民にわかりやすく、談合の疑念の余地がない入札制度のあり方とはということで、入札制度運営の理念あるべき姿とは、入札契約適正化法でも規定されているように、透明性の確保、公正な競争の促進、不正行為の排除、適正性や客観性の確保が実現されていることだと考えます。そういったことで、自治体の行財政運営の中で見誤れんようにするためには、どのような工夫を、仕方をすればよいか考えていただきたいと思いますが、その3点についてお答えをいただきたいと思います。随分長くなりました。

○議長（出口治男君） 答弁者、誰。

井内総務部長。

簡潔にお願いします。

○総務部長（井内俊助君） 池光議員の再問にお答えをいたします。

ご質問の内容は、公平、公正な入札制度のあり方について、まず1点目として最低制限価格制度、また2点目として地元業者の育成や地元企業の優先の問題について、3点目としてランクづけの見直し、4点目としてダンピングと品質確保、その他ご質問をいただきました。このことについてご答弁をさせていただきます。

先ほどご答弁も申し上げましたが、公共工事の調達につきましては、公平、公正な入札制度であることはもちろん、競争性や透明性の確保、地元業者の育成、談合その他不正行為の排除、効率化、コスト削減、さらには品質の確保などが求められております。入札制度自体は、できるだけ純粋でシンプルな制度を目指し、契約における公正な競争を実現できるもの、透明性が確保できるものを基本とすべきであると考えております。しかしながら、市として採用する制度である以上、産業振興、中小企業支援、地元企業の育成、雇用の確保などの諸政策との間での調整が必要であると考えております。また、当然のことながら、入札談合や不正行為があってはならないと考えております。このような考えのもの

と、本市では、副市長を委員長とする阿波市入札制度改善検討委員会を設置し、より適正な入札制度となるよう検証及び改善などを実施しているところでございます。

個々の問題についてご質問をいただいております。4点ほど答えさせていただきます。

まず、1点目の最低制限価格の導入をなぜするのか、この点でございます。

最低制限価格制度の導入についてであります。公共工事での低入札は、品質の確保に支障を及ぼしかねないだけでなく、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるものであり、国民の安心・安全の確保や建設業の健全な発展を阻害するものでございます。本市では、このような観点から、最低制限価格制度を導入しております。また、徳島県や近隣市町におきましても、同程度の最低制限価格を設定し、運用しているところでございます。

最低制限価格につきましては、国の中央省庁等の公共工事発注部局で構成されております中央公共工事契約制度運用連絡協議会から最低制限価格不正入札調査基準価格の設定基準となる工事請負契約に係る低入札価格業者基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルが公表されております。阿波市では、この基準や徳島県、近隣市町の状況を踏まえ、現在の最低基準を決定しているところでございます。

失礼いたします。しばらく時間を下さい。

○議長（出口治男君） このまま待っとる、待っとるわ。

○総務部長（井内俊助君） 失礼をいたしました。

2点目の地元業者の育成や地元企業優先の問題についてでございます。

阿波市では、地元企業の受注機会の確保及び地元企業の育成を目的として、地元企業優先発注等について関係法令等を遵守しつつ、市内企業への優先発注及び市内産資材の活用を推進をいたしております。また、指名に当たっては、地域要件も定めておりますが、財務規則第12条において、指名競争入札に参加させようとする者を指名する場合には、なるべく5人以上指名するようにしなければならないとなっております。この規定を遵守しながら、競争性の確保を図っているところでございます。

次に、ランクづけの統合をしていくといった見直しが必要ではということでございます。

公共工事の品質確保及び不良適格業者の参入防止のため、あらかじめ契約の種類及び金額に応じ、工事等の実績、従業員の数、資本の額、その他の経営の規模及び状況を条件とし、資格等によるランクづけは必要と考えております。阿波市では、徳島県が実施してい

る建設業者の格付を利用し、公正な指名、品質確保に努めているところでございます。

次に、4点目のダンピングと品質確保についてでございます。

国土交通省の少し古いデータ分析、平成17年から18年度ではありますが、落札率が低くなるほど工事成績評定点が低くなる傾向があるとの結果も公表されております。阿波市では、工事監督職員の研修会実施などを通じまして、品質確保に努めております。品質確保は、単に竣工検査に合格する基準を満たすだけでなく、より品質の高い公共調達を目指して取り組みを進めているところでございます。

以上、公共工事についての入札制度についての答弁とさせていただきます。ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（出口治男君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） 最後に申し上げておきたいと思っておりますけれども、私の持論ではないんですけれども、物を買うとき、高く買う人はいないと思っております。少しでも安く買う、これがこういったことで公共入札においても同じことが言えるのではないかと思います。私は、そういう中で、低入札価格調査方式による、そういったほうが私はより望ましいと思っております。

終わりになりましたけれども、理事者におかれましては、誠意のある答弁はもとより、納税者たる生活市民に対して誠意ある入札制度の行財政運営を展開されますように、切に願ってやまないこともつけ加えて、私の質問を終わりたいと思っております。

○議長（出口治男君） 池光正男君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後4時08分 休憩

午後4時15分 再開

○議長（出口治男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長します。

1番原田健資君の一般質問を許可いたします。

1番原田健資君。

○1番（原田健資君） 1番原田健資です。議長の許可を得ましたので、質問を始めます。

勝命箇所谷島地区吉野川新築堤防について、1として、堤防を横断する道路が見当たらず。

ない、県道仁賀木山瀬停車場線に関連する道路をつくっているのでしょうか。また、それと同じような善入寺島栗島地域の道がありますけども、それを市道にすることについて。さらに3番目として、渡し船の跡ということで、谷島地区に表示板をつくってはどうかということをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

小松島に義経の銅像がありますけれども、義経は大坂峠を越えていったということですが、大坂峠についてくるのが、入野山という山があります。その山は、さっきの仁賀木山瀬停車場線の仁賀木にちょっと隣接してるんです。そんなところで、仁賀木のそばに大坂峠っていうのもあるんです、別の大坂峠が。それと、平家は負けて、幾つかの峠を越えて徳島県に入ってるんですけども、この仁賀木の側も通ったというふうな説がありまして、祖谷の方が、行事として平家の落人の道をたどるのに、この仁賀木のあたりも通っているようです。

そういうような歴史がある、この仁賀木山瀬停車場線ですけども、勝命箇所谷島地区の南谷島に、国土省が堤防をつくっております。大きな堤防で、切幡古田、庁舎の建設の余った土を大量に投入しております。大分できておまして、見に行きますと、大変大きなものでした、下に立って見ますと。また、北の高台から見ますと、東西に長く、堤防に上がる道路が西と東からできておりました。でも、たしかここには県道があると思ってたんですけども、その県道らしいものが見当たらないんです。国土省は、県道を通せんぼをするという感じです。でも、よく調べてみたら、県道でなく、県道も通っているんですけども、県道の延長線に市道が通っていて、跡補充をしているような感じです。幾ら通りが少ないと言え、どんと大きな堤防で遮られては困るという思いでございます。

仁賀木山瀬停車場線、246号線ですけども、南岸の山川町にも246号線、仁賀木山瀬停車場線がありまして、見えないルートでつながっています。ですから、この新しい堤防に南とつながる道をつけるべきと、つけてほしいということです。

歩いて散歩もするに適したような、きれいな堤防ですし、近所にはお寺もあつたりで、橋のあるお寺ですね、日常ウォーキングにも適しておると思いますし、土手の川側のほうですね、普通のところより水がちょっと高くて、非常に親水、水に親しみやすい道にもなっております。そういうことで、ちょうど真ん中あたりになると思うんですけども、県道跡は、そこにちょっと階段とか、散歩できるような、そういうような道をつくっていただきたい。そして、渡し場跡の表示板ですかね、案内板みたいなものをつくって見てはどうでしょうか。堤防ですっきりしましたので、市道7号とか、いろいろ県道跡は通っとな

ですけれども、いっそのこと堤防上まで県道に連結、陳情してはどうでしょうかということ  
です。

それと、こちらのほうは、仁賀木線のほうは、ちゃんと市道と県道と、南もつながった  
ようなイメージっていうか、点線でつながった県道があるんですけども、また別にこれ  
とよく似た道路があります。川島、潜水橋のところなんですけれども、善入寺島栗島地域に  
なると思うんですけども、西麻植駅へ行く県道であった分ですけれども、ここはお遍路さ  
んの道でもあるんです。お願いしようかという世界遺産ですね、その道でもあるんですけ  
れども、そこにつながった市道みたいな道があるんですけども、そこが市道になってな  
いんですよ。昔は、そこが県道であったわけです。ですから、仁賀木線と同じように、こ  
のただの道っていうか、市道にもなってない道、これを市道に編入するというふうなことを  
してはどうでしょうかということで、こちらのほうも10番と11番をつなぐお遍路さん  
の道でもあるし、市道になっていないので、市道にして、世界遺産に備えていただくとい  
うか、いい道に、舗装などしなくてもいいですから、名前だけでもつけて、とりあえずは  
そうやっていただいて、しておくべきではないかと思います。こちらのほうも、鴨島町側  
に、吉野川市側には、お遍路さんの掲示板ありますけれども、北側の船乗り場あたりにも、  
阿波市としてっていうか、観光課としてですかね、渡し場の表示板なんかつけたら、お遍路  
さんもよく通りますから、見てくれるんでないかと思います。

今言っているのは、南北の関係ですけども、さらにそこらあたり、東西の市道らしきも  
のがあるんですけども、堤防の管理道路にもなっている部分もあります。そこをちょっ  
と市道にして、通勤通学にも使えるように、積極的に整備していただきますと、さらによ  
くなるのではないかと思います。これができますと、対向もスムーズになり、時間短縮も  
できます。徳島市への通勤がちょっとだけ便利になるのではないかと思います。

そういうようなわけで、いろいろ申し上げましたけれども、以上、3つの点をよろしく  
お願いしたいということで、担当部長のご回答をお願いいたします。

○議長（出口治男君） 田村建設部長。

○建設部長（田村 豊君） 1番原田議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思  
います。

ご質問につきましては、勝命地区吉野川新築堤防についてということで、1点目が堤防  
を横断する道路が見当たらない、県道仁賀木山瀬停車場線に関連する道路をつくっている  
のかというご質問と、2点目が善入寺島栗島地域の市道編入について、3点目が渡し船の

跡の表示板をつくるべきだというふうなご質問でございます。

それで、1点目と3点目が関連がございます。これが勝命築堤に伴うもので、2点目は善入寺島に伴うものなので、先に1点目と3点目についてお答えをさせていただいて、順序は逆になりますが、その後で2点目の善入寺島粟島地区の市道編入についてということでお答えをさせていただきたいと思っております。

現在、阿波町勝命地区では、国土交通省の直轄の事業によりまして、地元の念願でもありました吉野川の築堤工事が進められております。谷島工区につきましては、堤防の延長が1,030メートルで、定点には7メートルの管理用道路、堤防下段には、幅員4メートルの市道が整備されることになっております。また、堤の上流及び下流端には、計2カ所の坂路といいますか、道路及び樋門建設箇所には階段が設置をされる予定です。この坂路につきましては、築堤内から築堤外におりることができるよう、つながっております。築堤内外を行き来することができる計画になっております。

それで、議員ご質問の県道仁賀木山瀬停車場線に関連する道路をつくっているのですかというふうなことですけれども、市場町大俣地区から南下した道路、これは県道仁賀木山瀬停車場線につきましては、現在市道谷島7号線手前までが県道区間となっており、その南は市道との連結により築堤箇所の下段にある道路までつながっておるというふうな現状でございます。

それで、この部分の突き当たっている部分についての堤防を横断する道路については、現在国土交通省の計画においてはございません。それで、この道路を要望するにつきましては、この工事はかなり進捗している状況でございますので、かなり難しい状況かと思っております。それで、議員の質問の中にもありました、道路にかわる階段の設置でもというふうなご質問でございますけれども、現在ほとんど堤防ができ上がっておりますので、現在新たな階段についても設置は難しい状況かと思われませんが、なお国土交通省と協議をいたしまして、維持工事での建設ができるかどうかというようなことで調整もしてまいりたいと思っております。

それと、現在途中でとまっております県道を南まで伸ばしてはどうかというふうなことでございますけれども、路線区間の存在しない県道の延伸また復活については、これは難しいんじゃないかというふうに考えております。

それと、次に3点目、渡し船の跡の表示板をつくってはどうかというふうなことについてですけれども、これにつきましても、県道仁賀木山瀬停車場線に連絡する市道が堤防ま

で伸びております。その部分に渡し船などの表示をしてはどうかということでございます。現在、「吉野川の渡し」というふうなガイドブックが国土交通省四国中央整備局徳島河川国道事務所より発行されております。このガイドブックによりますと、谷島渡し、勝命渡しについての渡しの歴史とか特徴が詳しく記載もされているところでございます。

それで、国土交通省におきましても、吉野川の管理に際しましては、このようなガイドブックを作成する等によって、吉野川にまつわる歴史的な事項は残しておこうというような姿勢も感じられます。それで、歴史的な表示板の設置につきましては、地元の意見もお伺いしながら、国土交通省と今後協議を重ねてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、2点目のご質問でございます、善入寺島栗島地域の市道編入についてというご質問でございます。

善入寺島内を含む河川敷の道路につきましては、現在国土交通省に対しまして占用許可申請を行い、許可を得た上で供用をいたしておりますが、現在市道認定を行っておりますのは、善入寺島内にある道路のみでございます。それで、善入寺島は、阿波市有数の野菜の生産地であり、多くの耕作者が日々作業を行うため、市道を利用しております。こういう状況を踏まえた上、善入寺島内の道路については市道認定を行い、国土交通省の許可を得た上で道路の改良舗装を実施し、工作機械の搬入、収穫時の車両通行が容易にできるよう整備をいたしております。

それで、議員要望の善入寺島栗島地域の道路についてです。

1つは、昔の栗島の渡し場の南岸から堤防下段までの道路と思われれます。もう一箇所が、川島潜水橋を渡り、吉野川南岸堤防の下の下段に河川内を東に向かって道路がついております。その道路のことを言われているんだらうと思っております。2つの道路につきましては、隣接してる土地についても、一部占用地はあるものの、全体的には占有していない河川敷で、荒廃もいたしております。それで、現在栗島の渡しも現存しておりません。道路利用者も少ないこと等、総合的に判断をいたしまして、この2つの道路の市道編入については、現状においては難しいんでないかというふうに考えております。ということで、ご理解を賜りたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 原田健資君。

○1番（原田健資君） 市道編入は難しいということですがけれども、昔は県道であったわけです。それと、お遍路さんも通っていたと。世界遺産のお遍路の道というふうなことが

今新聞とかで話題になっております。積極的にこの道を市道にしたりして、売り込むと。観光面でもいいのではないかと思いますので、将来を見越して、市道にしてもええんではないかと私は思います。

それと、渡し船の表示板ですね。国土省に言うということですがけれども、吉野川市では、市のほうでも立てております。こちらの粟島のほうも、勝命のほうも、市のほうでも立てる気はありませんでしょうか。ぜひ立てていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。部長、お願いいたします。

○議長（出口治男君） 田村建設部長。

○建設部長（田村 豊君） 原田議員の再問にお答えをいたしたいと思います。

勝命地区と善入寺島地区の2カ所に、渡し船の表示の看板を設置してはどうか、国土交通省に協議しますというふうなお答えをさせていただいたんですけれども、市のほうでも考えたらどうかというふうなご質問でございます。

まず、勝命地区につきましては、今現在国土交通省のほうで築堤工事を着々と進められておりますので、その工事の中で表示板が設置できないかどうかというふうなことで協議をしてまいりたいと思っております。

それと、善入寺島のほうにつきましては、現在粟島の渡しももちろん現存はしておりません。それで、この表示板については、今後どのようにするかについては市の内部の中で検討はさせていただきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 原田健資君。

○1番（原田健資君） できましたら、市のほうでも案内板つくっていただきたいと思えます。

それと、市道の編入につきましても、世界遺産のお遍路さんの道です。ちょっと無理というふうな感じですがけれども、今後積極的に世界遺産の道である、弘法大師さんの道でもあります。よく研究していただいて、今後につなげていただきたいと感じておるところでございます。どうかぜひよろしくお願いいたします。

続いて、2番目です、新庁舎に関連すること。

1、古墳調査等はあったのかということです。それと、2番目として、周辺道路船戸切幡線の狭い箇所待避所を臨時的につくってはどうかと。3番目に、庁舎のほう、排水は大丈夫なんですか、量はどのくらいなんですかということをお聞きしたいと思いま

す。そして、4番目として、ホールができるんですけれども、どの程度のきらびやかさなのか、35ミリ映画など難く見られるようになっているのか、可能なのかということをお聞きしたいと思います。

庁舎のできているところは古田というところですが、古田といえば、古いという字がつきます。何か出土しそうな地名でもあります。有名な松永弾正とかという人に関係している土地じゃないのかなという人もいたりしました。さらに、土の中に何か期待するものがあるんじゃないかと。日当たりもええところですし、高台で広々として、近くには古い道もあるようです。何か出そうなどころであります。古墳調査などしたのでしょうか。何かありませんでしたかということです。

それとまた、このほど断層とか地震とか言われていますけども、普通の建物より、ものすごく深く掘り下げています。散歩する人など、近くを歩いて、関心があるようです。地層とか、地震跡とか、液状化の跡とか、工事をして、その地域の成り立ちなど、土の中に何か特別なものはなかったのか。新しい発見などなかったのでしょうかということ、あれば、教えてほしいということをお願いしたいと思います。もしあれば、歴史資料館などに、資料を写真等で残していただきたいなと思います。

それと、2番目です。

庁舎周辺の道路ですけれども、完成までまだ少し時間ありますけれども、船戸切幡線は、今でも対向に困っております。側溝の上を通りますと、がらがら音がするところも二、三カ所あります。この上、庁舎ができて、車両がふえますと、これまたよくありません。バイパスや拡幅も1年でできるとは思えません。そこで、土地を借りるなど、臨時的に待避所をつくって、県にお願いしていただきたいということです。安全対策も、中学生とか、下り坂で、午後のほうは、帰りのほうは、坂からスピード上げて中学生なども来ますので、危険も増すと思います。その対策、避難所をつくって、臨時的にも交通の緩和をやってはどうですかということを質問いたします。

それと、3番目です。排水は大丈夫ですか、量はどのぐらいですかということですが、大きな施設ができると、水はたくさん使うと思います。雨水は貯水池で一時的にためるということをお聞きしております。一方、汚水やトイレの水は、完全にまじり気のない水として排出されるのでしょうか。近年のことですから、安全であると思いますけれども、安全としても、鶯谷という谷の上流部分ですね、山手にもものすごい近く、水量がものすごい、パーセントとかでいえばふえるわけでございます。心配している人もおります。下流

には池もあります。池の持ち主さんの話では、何年か前に台風で土手が切れたりもしたということで、池には魚とかいるようでございますけれども。排出する水量は多いんですか、どれぐらいなんですかということです。

鶯谷の源流、庁舎のすぐ近くなんですけれども、源流から下流までずっと排水が影響するわけですね、源流、庁舎のところから流しますと。谷1本、上から下まで全体を排水が流れて、谷全体をだめにする可能性はあるんじゃないかということです。心配です。完全とはいえ、カルキとか、においがするとか。

それで、ちょっと別な話になりますけれども、今聞いているのは庁舎のほうなんですけれども、給食センターのほうでは、ものすごい、85トンの許容量とか、85立方メートルですね。それから、許容量が85立方メートルなんですけど、そんなに出ないだろうと。7掛けとしても、60トンぐらい。毎日60トンぐらい、60立方メートルの水が出るようなんですけれども、余り水が出過ぎますと、わずかな水量の谷に水が出ますと、水はものすごいきれいな水がどんどん入ってきて、水清ければ魚住まずと言いますが、わずかの水量の谷に大量の水を流すことは、これはミジンコとか、魚の餌となるもの、また沼が流れて流出してしまう可能性があります。魚の餌がなくなると、魚がいなくなって、鳥や鷺、市の鳥であるウグイスにも影響があるんじゃないかと。ちょっとこれ、こじつけですけど。県の鳥は、白鷺です。

阿北のし尿処理場ですね、これは40年も前にできていますけれども、これは日開谷川の最下流までパイプをつないでつくっておるわけです。し尿処理場のすぐ横から日開谷に流しているわけでないです。吉野川の分流ちゅうか、川の流れのところの近くまでし尿処理場の排水を持って行って流しているわけです。こちらの庁舎のほうは、源流に近い、庁舎のすぐのそばから谷に流すわけですが、市道も南へ通ってます。側溝がありますんで、側溝を流して、バイパス的に流して、鶯谷の下の方で合流させるとか、側溝の中をパイプを流して下流までとか、歩道でパイプを流すとか、ちょっと上流から大量の水を注ぎ込むちゅうのは、ちょっといかななものかと思います。ちょっと何かいい方策はないんでしょうか。今工事中ですけれども、阿波用水に流すとかという方法も、これは地元の人許可を得ないとだめだと思んですけど、柿ノ木谷の水量が多いですから、そちらとか、これも地元あります、側溝、いろんな方策はあると思うんですけども、今のところどこでも流れる、庁舎の中で水平になったんでしょうかね、東でも西でもどこでも対応できるような準備をして、鶯谷の小さな谷はちょっとかわいそうな気がしますので、一

考、再考をお願いしたらええんでないかと思ひます。鶯谷が枯れるつちゅうか、台なしになるようなことはないようにお願ひしたいと思ひます。

次に、ホールです。

市役所の窓口へは、私も余り窓口へ行くことは年に何回もないんですけれども、ホールなら何回も見に行きそうな気がします。何か楽しみがありそうな気がするんですけれども、まだちょっと先のことなんですけれども。防災センターといへば、かたいと重いちゅう感じがします。ホールはどんな程度のもんでしょうか。品のよいパイプ椅子が並んでいる程度なのか、いやもっと豪華な、きらびやかな座席があるんだとか、どのような状態なんでしょうかという。ホールといへば、映画も楽しみなんですけれども、35ミリ映画ですね。私、この間、40キロぐらいある小松島まで、秘蔵というか、なかなか世話人さんが3回も4回もお願ひに行つて、やっと貸してくれたフィルムを見に行つたんですけれども、そういうような35ミリ映画、重たい機械を移動して据えたりするそうなんですけれども、そんな機械がすんなりとうまく据えられるような施設になっているんでしょうか。それとまた、ショーとか歌とか、カラー照明とか楽しみだと思ひますけれども、そういうようなホールの状態は、これちょっと希望、楽しみなんですけれども、どんな状態なのか、ちょっと教えていただきたらと思ひます。

そういうようなところで、新庁舎に関する質問をさせていただきましたので、担当部長、よろしくお願ひいたします。

○議長（出口治男君） 出口庁舎建設局長。

○庁舎建設局長（出口芳博君） 原田議員の一般質問にお答えいたしたいと思ひます。

原田議員からは、新庁舎に関連することにつきまして4点のご質問をいただいております。そのうち、私のほうからは、1点目の古墳調査等はあるのかと、それと3点目の排水は大丈夫か、量はどのくらいかと、それと最後4点目のホールはどの程度のきらびやかさなのか、35ミリ映画など可能かとの3点につきましてご答弁をさせていただきたいと思ひます。

まず、1点目の古墳調査についてでございますが、新庁舎等建設地内は、埋蔵文化財の存在が示されている区域には該当しておりませんでした。本事業の場合、大規模な開発事業であるため、社会教育課へ事前調査を依頼いたしまして、建設地内9カ所におきまして試掘調査を実施したところでございます。その結果、新庁舎等建設地内につきましては、埋蔵文化財は所在しないということが確認されております。

続きまして、ご質問の新庁舎等建設地内の地層についてでございますが、現地で行いましたボーリング調査の結果から見ますと、新庁舎等建設地は、切幡丘陵の南隣に位置しまして、およそ20メートルより浅い部分の地層につきましては、柿ノ木谷川等からの堆積物で形成された約2万年前以降の沖積層ということの結果が出ております。

そしてまた、何か歴史的なものが現場から発見されなかったかというようなご質問もありましたが、残念ながら、現在のところ資料となるようなものは発見されておりませんということをご報告させていただきます。

続きまして、3点目の排水は大丈夫か、量はどのくらいかにつきましてお答えをいたしたいと思っております。

新庁舎及び交流防災拠点施設からの雑排水の排出量の算定を行う想定条件といたしましては、職員数330人、議員20人、1日の来庁者数として人口の約1%を想定いたしまして400人、交流防災拠点施設利用者として、ホール及び各研修室の容量人数であります700人と、それぞれ設定をいたしますと、日当たり計1,450人が利用されることとなります。1人当たりの日当たりの基準使用数量を200リットルということで積算いたしますと、排出量は毎秒約0.01立方メートルということとなります。この数値は、新庁舎及び交流防災拠点施設から排出される最大排水量というような想定をしております。

排水先であります鶯谷川の許容排水容量が、毎秒3.62立方メートルであることから、施設から出る日常的な排水による河川等への影響はほとんどないというふうに考えております。

また、水質につきましては、水質汚濁法に従って定期的な水質検査等を行いまして、基準値を遵守しまして管理していくことにしておりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願ひしたいと思っております。

そして、最後に、4点目のホールはどの程度のきらびやかさなのか、35ミリ映画など可能なのかとのご質問にお答えいたします。

まず最初に、改めて交流防災拠点施設の概要から説明させていただきたいと思っております。

建設中の交流防災拠点施設は、延べ床面積が約4,282平方メートル、鉄骨鉄筋コンクリートづくりで、免震構造の地上3階建ての計画としております。この施設は、多目的ホールを中心に構成してございまして、1階には市民交流スペース、2階には研修室や会議室等を設けております。そして、眺めのよい3階には、市民の皆様も利用できる食堂を設

けたいというふうを考えております。

また、この施設は、地震などの災害時には、全国各地からの支援物資や災害ボランティアの人たちの受け入れ基地ということになります。また、ここを拠点といたしまして、送られてきた支援物資等を市内各所に配送していくという役割を担っている、阿波市の災害対策拠点ということにもなります。

その中で、議員ご質問の多目的ホールの仕様といたしましては、面積が462平方メートル、収容人数としては、1階部分を可動席ということにしまして392席、2階部分は固定席で198席と親子席5席の合計で595席ということにしております。さらに、1階可動席前のフロア部分に移動席を50席を配列することによりまして、最大645席まで収容が可能なホールということになっております。

また、舞台につきましては、間口が約17メートル、奥行きは約8メートルの広さとなっております。音響、照明設備を備え、市など主催の各種行事や音楽、演劇、講演会、そして議員ご指摘の映画鑑賞など、できる限り多様な演目に対応できるような多目的ホールとして整備してまいりたいというふうを考えております。しかし、当然のことながら、華やかな設計等はひかえまして、供用開始後の維持管理も考慮しながら進めてまいりたいというふうを考えておりますので、ご理解よろしくお願ひしたいと思います。

私のほうからは、以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 田村建設部長。

○建設部長（田村 豊君） 原田議員の新庁舎に関連するご質問で、2点目、周辺道路船戸切幡上板線の狭い箇所にて待避所を臨時的につくってはどうかというご質問でございます。

県道船戸切幡上板線につきましては、現在新庁舎建設地南側市道交差点より東へ向かって県道切幡川島線までは2車線で供用をいたしております。その箇所から土成町方面約500メートルの区間についても、現在事業計画がされており、随時詳細設計を行い、工事着手をする予定というふうに県のほうで聞いております。また、新庁舎建設地前から西側の改良計画がない区間につきましても、市場中学校南側の神社までは車両通行に支障のない範囲で対向できる待避所は存在がされております。しかし、その箇所から市立市場図書館の区間は、待避所の区間の距離が少し長く、車両等の対向に苦慮している現状があることは把握もいたしております。臨時的であれ、永久的にしましても、待避所設置には当然ながら用地の協力が必要であることから、可能な場所がありましたら、県に対しまして積

極的に予算の要望も行っていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 原田健資君。

○1番（原田健資君） 待避場ですけど、さっき言われた図書館のあたりですけども、譲り合うとか、待ち合う、対向するとか、潜水橋で両端で待ち合うような感じで、そのあたりも路上で待ち合ったりして、このあたり図書館の東のほうですね、非常に来るというか。これからさらに庁舎ができますと、非常に不便にちゅうか、心配されるところでございます。積極的に県のほうへ働きかけていただいて、庁舎ができるまでには待避場を1つでもつくっていただいて、スムーズに庁舎に行かれる、特に朝夕ラッシュ時にスムーズに行きますよう、市のほうからぜひ働きかけていただいて、支障のないようにやっていていただきたいと思います。

それと、今庁舎の量が言われたんですけども、さらにその上に給食センターの、さっき言った60トン、85トンも加わって、小さな谷、鶯谷、非常にこれ大変だと思うんです。やっぱり下のほうへパイプとか何かの方法で、鶯谷が壊れるというか、壊滅しないようにぜひ考えていただかなかつたら、これちよろちよろ水の谷に何トンもの水が毎日加わるわけです。ため池も2つ、3つありますので、これはちょっと環境に影響するんでないかと、私は懸念をしております。ぜひもう一度再三研究していただいて、谷に影響ないように、ぜひ再考していただいて、お願いしたいと思います。

これで、今回私の質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（出口治男君） 1番原田健資君の一般質問が終了いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

次回は、明日12日午前10時から質問、質疑、付託であります。

本日はこれをもって散会いたします。

午後5時00分 散会